

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

No.26=1993年12月号

☆ 特集/子どもの権利条約批准承認案件と実践的諸課題

- ★子どもの権利条約絵はがき、特別頒布キャンペーンとご協力のおねがい
- ◆指標=21世紀の未来をになう子どもたちのために保育制度の充実を求めるアピール 1
- ◆あらためて「子どもの権利」を考える 大田 堯 2
- 日教組第1回子どもの権利条約実践交流集会(93年10月28日東京)から(2)
問題提起とコメント=学校に子どもの権利条約をどう生かすか 喜多明人 5
- ☆シリーズNo. 8/学校に子どもの権利条約を☆
子どもの権利条約を「学級通信」に(1) 谷山泰史 13
- ◇ 会員 & 読者からのおたより 15
- ★ 子どもの権利条約批准承認案、細川内閣閣議決定に至る意見書・声明など ★ 17
日本教育法学会子どもの権利条約研究特別委員会/子どもの権利条約実現のための実行委員会
日本弁護士連合会、子どもの人権連、日本教職員組合
- ◆資料/児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する資料 23
- DOCUMENT (No. 6) 子どもの人権と教育関係の報道と記録から (93年9~10月期) 25
- ◆子どもの人権広報委員会から 笠井 博徳

◆ 活動の基調 ◆

私たちは、憲法・子どもの権利条約・児童憲章・教育基本法・児童福祉法などの理念にのっとり、子どもの権利を考え保障する運動を学校・家庭・職場・地域から大きくおこします。「子どもの権利基本法」(仮称)の制定について研究し、その具体化をめざします。

指標 ◆ 21世紀の未来をになう子どもたちのために 保育制度の充実を求めるアピール ◆

保育制度は現在まで、子どもたちの権利を擁護するうえで、また女性の働く権利を確保するうえで極めて重要な役割を果たしてきました。現在も、就学前の子どもたち720万人中約4分の1、165万人の子どもたちが毎日、保育所に通っています。そして全国には保育所の数は約22,000あります。

しかし、一方で現行の保育制度は、保育所に入所したくても入所できない、保育料が高すぎる、保育時間が短すぎる、もっと多様なニーズに答えてほしい、地方自治体の超過負担が深刻である。保育職場の労働条件が劣悪である、など多くの問題点を抱えています。

また子どもたちを取り巻く環境や、働くものの労働環境や生活環境が大きく変化をしてきました。そうした事態から見ると新しい保育ニーズも生じています。日本は世界に例を見ない早さで高齢社会へ進んでいます。にもかかわらず、合計特殊出生率は19年連続して減少を続け、1.50まで低下しました。

女性の労働力率は5割の壁を破って上昇し、この「労働力の女性化」傾向はますます進行すると予測されます。子どもの権利条約も批准されようとしています。このような状況を考えれば、国や自治体による子育ての支援体制の充実、児童手当制度の改善や産休、育児休業制度の充実、とりわけ保育制度の充実が緊急の課題として求められています。

そうした中で、政府・厚生省の昨年からの動きを見ていると大変危惧を感じます。昨年12月、厚生省は「公立保育所の職員の人件費地方転嫁案」を計画しました。これは関係団体の反対運動により、一応撤回をされました。また今年に入り、保育の公的保障制度を明記している現行法の措置制度を解体させる恐れのある、「児童福祉法の改悪」も検討されています。こうした動きはとて、保育制度の充実をめざそうとしている姿勢とはいえません。

本年2月、厚生省は「現行の保育制度や費用負担のありかた」を検討するため保育問題検討会を発足させ、12月上旬に提言を受け、1994年度予算に反映させたいとしています。

この中で、厚生省は依然として、保育における国の財政負担の軽減、保育における国の責任の縮小、具体的には「共働き層を保育の公的保障の対象からはずす自由契約制の導入」や「保育所運営費の地方転嫁」の動きを見せているように思われます。

わたしたちは、保育の公的保障を鮮明にしている措置制度は絶対に遵守されるべきだと考えます。公的保障制度（措置制度）があるからこそ、日本の保育制度は少しずつでも充実してきました。また保育保障の要件に「所得」を持ち込むことは福祉制度全体の流れに逆行するものであると考えます。さらに運営費の地方転嫁は、本来10分の8が国の負担であったものを一方的に10分の7、10分の5へと削減し、さらに削減するという案は、地方分権の十分な議論と結論のない中では、絶対に許されません。結果として、全国的に保育水準の低下につながることは明らかです。

わたしたちは、措置制度及び国と地方の現行の費用負担割合を基本として遵守し、そのうえで保育制度の充実を図るべきだと考えます。そして保育所が「地域の子育てセンター」としてその機能を拡充していくべきだと考えます。

21世紀の未来を担う子どもたちのため、豊かな育ちを保障するため、厚生省は担当省として、その責任を果たすべきです。
1993年11月

呼びかけ人 = 一番ヶ瀬 康子
大田 堯
柴山 恵美子
鈴木 祥蔵

☆「保育制度見直し」に関する資料及び
情報請求先は、団体会員一全日本自治
団体労働組合（自治労）社会福祉協議会
TEL 03-3263-0265 まで ◆

◆ こどもの権利と教育をどう保障するか

BY 大田 堯

(子どもの人権代表委員)

あらためて「子どもの権利」を考える

皆さん、こんにちわ。代表委員の一人の大田でございます。

今集会は、子どもの人権と教育とをどう保障するか、「子どもの権利条約」の批准実現と、それへの取り組みなどを中心にした集会として考えられているというふうに伺っております。

私は、今月初め、九州弁護士会連合会総会に「子どもの権利条約」の問題とのかかわりでお招きを受けまして、ディスカッションに参加をし、また講演を申し上げる機会を持ったのであります。

その機会に、弁護士の皆さんが九州の高等学校の校長1,000人、教諭、保護者、生徒各700人、計3,000人に郵送したアンケート調査ですが、1,500余人の回答がよせられたのであります。その結果によりますと、これは朝日新聞でございますが、「子どもの権利条約」の名前すら知らないという生徒が59%、名前すら知らないという父母が69%、校長で名前も知らないというのが72%、教諭で名前も知らないという方が81%あると報道されているのであります。私は子どもの人権連の代表委員もいたしております、大変ショッキングな数字としてこれを受けとめざるをえなかったのであります。

1 権利ということばについて

私は、私どもが平生口にする「権利」という言葉そのものが、実は私自身の内面でも十分に消化されているのかどうか反省を強いられるほどのショックを感じたのであります。

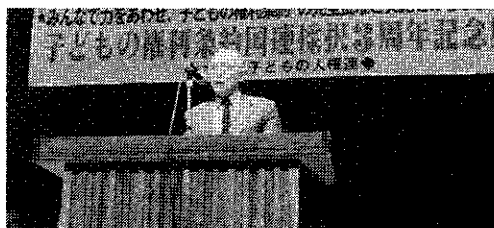
試みに日本の代表的な国語辞典で「権利」という言葉をお引きになりますとおわかりになると思いますが、「権利」とは、第一番に「権力と利益である」(日本国語大辞典)というふうに書いてあるのです。子どもに権利を与えるということは、子どもに権力と利益を与えることになるということ。岩波の広辞苑でも、第三版までは、最初に「権勢と利益」と、こういふふうに言っているわけです。子どもに権勢と利益を与える、ある程度わがままな子どもたちになお権勢と利益を与えたらどうということになるのか

という市民感覚、市民の生活感情というものは、むしろこの権利の定義によれば当然ではないかというふうに思われる。身近にある角川の小さな国語辞典も、一番最初に「権勢と利益」となっているのであります。

この「権利」という言葉は、申し上げるまでもないことですが、英語で言えば「right」の訳です。「right」という言葉は、私もイギリスに1956～1958年の間滞在しておりましたが、毎日のように使われる言葉であります。「You are right」—「あなたのおっしゃることは道理に合っている」「あなたのおっしゃることはもっともなことだ」「あなたのおっしゃることは当たり前なことだ」、毎日毎日この言葉を口にしていました。その「right」が「権利」という言葉にほかならないのであります。

明治初年に我々の先輩が「権利」という言葉を翻訳するとき、本当に苦勞をしたという痕跡が残っているのであります。その「right」という言葉の翻訳には、「権理」という言葉を使っております。あるいは「権義」と訳しているものもございます。さらに「権利」という言葉も、明治の初期に既にあらわれているのであります。福沢などの訳の中には、「通義」という訳が行われているわけです。権理、権義、権利、通義と、何と訳したらいいのか、そういう苦心が、近代の日本の初期の段階にあったということ、今日の私どもはどれも実感として受けとめかねているのではないかと思います。

どういうわけか、この四つの中から「権利」という言葉が権勢と利益のようなトーンを背景に持ちながら今日に伝えられている、これは本当の意味の近代の権利というものを理解する上で、私どもはまだ十分に「権利」という言葉を消化しかねているのではないかと考えられるのであります。



そのように考えますと、子どもは「権利」という言葉について、「それは道理なんだ」「当たり前なんだ」「筋の通ったことなんだ」という庶民にもわかる言葉から再出発をすることが求められているのではないかと私は思うのです。そのためにあえて、戦前戦後ちょっとはやりました、一般の方々の間にはやりました歌を紹介をしてみたいと思うのですが。若い方はひょっとするとご存じないかもしれません。

きょうも空にはアドバルーン
さぞかし会社で今ごろは
お忙しいと思うたに
ああ、それなのに、それなのに
ねえ
怒るのは当たり前でしょう
怒るのは当たり前でしょう

これらがずっと全国で歌われたことを、年を召された方のご記憶には新ただと思うんです。

2 子どもの最善の利益、意見表明権

「権利」の意味は、自分の内面からの情感をもって怒るとか、不公平だとか、変だとか、自分の内面の情感から発して当たり前を要求するということだと思います。

「当たり前」という言葉も、これ、くせものなんです。「当たり前」というのをもうちょっと古くさかのぼって考えると、一人前の「前」と関係があります。一人ひとりに食事のお膳を分かるときに、一人前をきちんと平等に分配するところから「当たり前」という言葉が出てきているのでありまして、切実な庶民の平等感情というものの中には込められていることがわかるのでございます。

つまり、人と人との間に当たり前の関係を回復する、そういうことが権利ということの意味である。生活感情の上でも裏づけがあり、理屈の上でも裏づけがあるような「当たり前」というかわり方が、権利という言葉を実感を含めて理解したと言えるのではないだろうかと思はれるのです。

教育という仕事、子育てという仕事にあたって、教師と子ども、親と子どものかかわり合いの正当性、当たり前とは一体どういうことなのか。そういう問題を考えるのが、きょうと明日のこの国民大集会の大きなテーマの一つなのではないかと私は思うのです。

「子どもの権利条約」き精神とのかかわりで問題になりますこの「当たり前」ということは、一体何なのでありましょか。それは、私の読むところによりますと、「子どもの最善の利益」。特に大事なのは、大人はその子その子の「最善の利益」を考えて、付き合うようにしよう、学校も役所も裁判所も警察も、社会のあらゆる局面において、その子その子の最善の利益というものを保障しようという誓いが、この地球的な規模の条約の中にあらわれているということになるのだと思はれます。

そして、いま現場においておそらく問題になっていると思われるのは、その子その子の最善の利益というものを頭に置きながら、この条約が求めております意見表明権などが問われていることになるだろうと思はれます。

意見表明権などというと、これまた権利と同じように難しい漢語が連ねられているわけでありまして。私は、教育の本質は、それぞれの子どもたち、その子その子が本音からその気になって自分のもち味を創り出すのをはげます仕事だと思はれます。そのため、その子その子が、教育の本音にできるだけふれることの努力がかかせない仕事だと思はれているのであります。

意見表明と申しますと、校則であるとか、行事であるとか、そういう問題に子どもの意見を表明する。校長さんなどの受けとめ方は、子どもに文句を言わせる機会を与えるというふうにお考えになるかもしれないのであります。校則や行事に生徒の意見を反映させるというようなことは、これはもちろん当然なことでありまして。ヨーロッパにおきましては、カリキュラムにつきましても高等学校では子どもの意見を聞くことが通常のことになっているのであります。

しかし私が言おうとするのは、そういう現場での行事であるとか校則であるとかいう問題についての意見表明権も大事なことであるけれども、もっと大事なのは、教育の本質に基づいてその子その子の本音の表現を助けるということ、それが充足されることこそ、教育における意見表明権ということではないかと思はれるのであります。

3 生活綴り方の教師たち

こういう教育の本質に基づいて意見表明権というものを、我々の先輩は考えてこなかったのか。とんでもない。我々の優れた先輩たちは、そのことを考

えてまいりました。我々教師の先輩として、例えば、生活綴り方の教師たちの中には、一人ひとりの本音をほぐり出して、それを育て上げていくことこそ生活綴り方の本質だというふうに考えて、天皇制絶対主義のもとでも、権力の弾圧のもとでも、最後まで教育の良心というものを守り続けてきたのは我々のこうした先輩であったというふうに、私は教育史の上で確認することができると思います。

生活綴り方の教師というのは、私はその来歴をいろいろ調べているうちに気づいたのは、芸術を愛好する先生方に多かったということがだんだんわかってきたのであります。とりわけ文学好きの教師の中に、そういう「意見表明権」、本音を表現するのを助けて、それを発展させていくのが教育なんだと、そういう仕事を困難な状況の中でやってのけてくれたのだというふうに私は思うのであります。

今から申しすまと笑い話のようですけれども、この生活綴り方の教師は「体温教育」という言葉を使ったことがございます。一日一度は必ずその子その子の名前を呼んであげる。一日一度は必ず体のどこかをさわってあげる。一日一度は必ずその子に出番を持ってもらう。こういう、今から言えばおかしような配慮を、あの絶対主義の教育のもとでしてくれていたのであります。体温、体の温度が通じ合うということです。そういう体温教育というようなもので、本音の発掘、人間関係を変えていく中で本音が言えるような状況をつくり出し、その本音を洗練させるためにいろんな知識を教えてあげる、こういう仕事を我々の先輩はやってきていたのだというふうに、今さらのごとく思うのであります。

1962年でしたか、『裸の王様』で芥川賞を得ました開高健（今は亡くなられましたが）の作品、『裸の王様』というのがございますが、これなどは創造美育の教師などにみられる、芸術教師の人間形成の問題をまことにデリケートに正確に表現している作品であったと思います。きょうは、その内容をお話しする余裕は全くございません。しかしながら、私どもは、権利の問題が「当たり前」なことだというふうにまず出発をし、その「当たり前」とは何かということを追究し続ける。意見表明権というものも、その見地に立って、その子その子が本音からの表現を促しながら、その本音をお互いに教師と一緒に共同事業に洗練し合っていくこと、それが人権の教育そのものなのだという筋道が浮かび上がってくるのではないかと私は考えます。

4 「当たり前」とは何かを考える

九州の大会でシンポジウムのときに私が痛感いたしましたことは、そこに出席された教育委員会の方、校長の代表、そして教師の代表までが、自分たちのいま目指してやっている教育は自主的精神に基づくものだとか、我々は絶対に管理していない、と言いつけられるのに、私は大変な驚きを感じたものであります。「今の教育は管理教育でない」と言い切れるようなものが当たり前であるとすれば、これは大変なことになると私は考えます。

「当たり前」とは何か、この問題を追究し深めていく、そのことによって私どもの先輩の遺産をしっかりふまえながら、権利の内容というものを、生き生きと実感を込めて理解し合っていくということが、この集会の一つの大きな成果として結実するならば、国民への影響少なからぬものがあると私は思うわけでございます。

我々の国は民主的でうまくいっておる、大したことも起こらないで済んでいる、などという状態にあっているときこそ、この「当たり前」というものがたるんでいるときです。権利というものがわからなくなっている。むしろそういう状態よりも、フィリピンでたたかい、あるいはヤンマーで圧制と闘う、貧しさでたたかっている皆さんのほうに、権利の意味が一番よくわかっているのと違いますか。そういう世界的な規模での権利の問題、生きて選び続ける、生きて「当たり前」を追究し続ける、私どもはそういう共同して追究していく課題を持っているのではないかと痛感いたしました。

いささか長くなりまして恐縮でございますけれども、ご挨拶にかえたいと存じます。ありがとうございました。

（これは、1993年11月15～16日に東京で開催された民主教育をすすめる国民連合（団体会員）主催の第23回集会で、子どもの人権連代表委員でもある大田堯氏の挨拶を広報委員会の責任で編集したもので挨拶全文。見出しは編集部）

問題提起とコメント

BY 喜多明人(立正大学、子どもの人権学習研究委員)

学校に子どもの権利条約をどう生かすか

日本は「子ども後回しの原則」か？

ご紹介にあずかりました喜多と申します。いま、北村議員のほうから国会の状況を報告していただきましたが、私一番いまでも思い出すのは、1990年12月に参議院の外務委員会で、当時中山外務大臣が、次期国会で権利条約を批准させてほしいと。それを述べたときの印象がすごく残っておりますが、既に今回は、その批准させてほしいという国会から9回目の国会です。その意味では、もう9回目も10回目も変わらないという感じがしております、正直言って私ももう疲れ果てたというか、毎回毎回、私は教育学の人間ですから、憲法の先生とか法学の先生だったら国会に付き合う意味は専門家としてもあるわけですが、私は学校建築が専門ですから。しかし何とか権利条約の批准は、審議過程を追ってきた人間として、付き合わなければいかんと思って、それで今回9回目ですが、いまご報告ありましたように、今回は審議未了になりそうですね。閣議決定されるかどうかはわからない。閣議決定されたとしても、審議に入れるかどうか。この調子ですとまた10回目。10回目に入ったら総選挙があったりして。前回の国会もそうでしたが。はっきり言って、議員さんがいなくなったので気軽に話しますが、子どもの問題は票にならないから後回しと。当面重要な案件が大人の問題としてたくさんあるのだから、子どもは後。

「子ども後回しの原則」と私は言っていますが、世界では子ども最優先の原則をサミットで確認したのですが、日本は大人最優先、子ども後回しの原則。そういうふうには言っていないのでしょうか、なかなか進まない。ここは腹を決めて、北村さんがお話しになっていたように、国会で批准までじっくり構えてやっていただきたいと思っております。

きょうは、私はその話をすることでここにおりませんで、早速きょうの本題である、学校現場でのこの権利条約をどう受けとめる、あるいはどう生かしていくかということにかかわってお話をさせていただきます。

皆さんのお手元にはいるのは、『きょうから子どもの権利条約』のこのパンフレットは、特に職場向けに、私を含めて4人の研究者で編集させていただいたものです。ただこれは、正直言ひまして、これで現場でやってほしいとか、取り組んでほしいというふうな、もともとの趣旨としてそういうものでつくられたものではないのです。これはあくまでも、これを作成する当時、文部省の側が、権利条約について解釈を打ち出す。文部省サイドのパンフレットが出始めて、はっきり言えば権利条約が批准されても学校現場は何も変えないでよろしいという、そういう現状肯定維持のパンフレットが出てきましたので、それに対抗するパンフレットが必要である。いかなれば、条約を学校現場の先生たちにわかりやすく、正しく理解していただく、そういう普及のパンフレットという次元レベルのものにまだとどまっております。

これはある意味では当然として、まさにこれから先生方が職場で討論し、どう実践に生かしていくか。その実践に生かしたものを私どももまた経験を学ばせていただいて、本当に実践に直結するようなパンフレットを、全国的にもつくる、あるいは各県、地域でそういうものをこれからつくっていただく。まさにいま出発点だと。きょうの、実践交流集会はその意味で大変重要な位置にあるというふうには私ども考えておるわけです。



1 教職員の意識はどうか

きょうは、時間に限りがありますので、2点ほどお話ししたいと思います。これから学校現場が取り組むに当たって、第1点は、学校の先生方は戸惑っているという問題です。この権利条約をどう扱っているか迷っている、戸惑っている、というのが率直なところではないか。きょう配られている資料の中で私が前から知っておりましたのは、地理的に近いこともありまして、神奈川県の高教組の職場討議用資料が黄色いパンフで入っていると思います。それを見ていただきます。

これは、県単位で取り組んだパンフレットとして92年の12月につくられたこの討議資料をいただいたときには、私も「いやあ、すごいな、教職員組合も捨てたものではない、権利条約に対してここまで職場討議が進んでいるのか」と、びっくりしたんです。その後、この職場討議用資料をベースにした教研集会を神奈川県の高教組主催で開いた折に私が呼ばれて話をすることがあります。今年の1月です。そのときに、職場でどう受けとめられているのかということに対して率直に意見交換をしたら、一つ一つの職場ではこれは宙に浮いている。県の本部ではこれがパーッとってはいるのですが、職場のほうではこれがまだ受け止めきれない。

一言で言うならば、外圧といってよいのでしょうか。私たちは職場で地道に、もう何十年かかって職場づくりをやってきて、学校を変えていくような取り組みを蓄積しているのに、いきなり上から、権利条約なんていうのが入ってきた。困ったもんだ、かき乱すと。そういうふうな受けとめ方のほうがむしろ多い。一つ一つの職場単位では、こういうパンフレットに対して、受け止め方としては外圧だと。これはいろんな意味で、先生方というのは筋金入りですから、特に権力に対して、何十年とたたかってこられた先生方は、それが仮に納得のいくいいものであったとしても、それが外から強制されるということに対しては本能的に反発するという側面を皆さん持っておられて、これはいま教育情報の公開開示の整備とか、ああいうものもみんなそうなのです。外から規制されるということに対してはとにかく一度は

反発しないと気が済まない。これは教師の性^{さが}というのでしょうか。私もよくわかります、その気持ちは。

外からの強制というのは、やっぱり法規則というところだと思うのです、それが条例であろうと指導要領であろうと。この条約は法規範です。「子どもの権利条約」というのは国際的な法規範ですから、そういう法規範として学校の中に入っているのは、いい悪いはともかくとして、とにかく一度ははねつけて、さてそこから考えてみよう。それが恐らく長年培った職場の知恵であり、各職場単位の受けとめ方であろうと思うのです。ですから、法規範であるという限界がこの条約にあるのは当然なので、そういう意味で、すべてを学校が受け入れるなんていうことを考えないほうがいい。

ただし、中身はちょっと考えなければいかんと思う点が出てくるわけです。一たんは、法規範ですからはね返そうとするのですが、中身的にはこれを生かして学んでいく必要があるのではないかと。それはなぜかという、この条約の中に、私たちが日常的に教育活動に取り組むための、非常に参考になる指針というか、原則とか、あるいは権利思想というか、そういう非常に豊かな人類の文化遺産がこの条約の中に含まれている。各国が取り組んでいる子どもの問題に対する取り組みの運動の成果が、この権利条約にいろんな形で反映されているというところがあるために、すべてを拒否できない。

特に私たちが日本の学校ということで考えた場合、子どもの見方、考え方。横山委員長も最初に申されましたが、子ども観の転換を迫る、そして子ども観の転換を迫るということは教育の中身をとらえ直す。そういうところまでこの権利条約は、そういう成り立ちを持っているというところに注目していく必要があるだろうというふうに思うわけです。

これは、一言で言えば、子どもは、単に権利を大人から守られる存在であるだけでなく、みずから自分の権利を実現していく、あるいは行使していく主体なのである。いままで大人の側で何でもその権利を守ってやろう、保障してやろうというふうに考えていたその大人の側の、多少高圧的な子どもに対する態度を改めて、子どもの側が自分たちでやる権利をつかみ取っていく、獲得していく。女性が権利

1994年 子どもの権利条約カレンダー (子どもの人権連協力) 定価1200円

労働教育センター 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 TEL03-3253-3362 FAX03-3253-3365

を獲得していくのと同じように、子どもも自分たちの権利を獲得していく主体なのだという、そういう観点に立ってものを考えてみると、実は学校の中で起こっているものが、そこは変えていかなければならないというおかしさがだんだん見えてくると思うのです。

特に子どもが権利の行使の主体であるということ、を学校教育に即して見てみますと、まず間違いなく、子どもに参加の権利がある。学校教育のあらゆる問題に対して参加していく権利があるとしてとらえられます。これは、欧米の学校はもうほとんど、皆さんご承知のとおり、生徒参加、もちろん親の参加が前提にあります。教職員だけでなく、親とか生徒が学校の運営や教育活動全般に参加していくことが常識になっております。それは日本の学校ではまだまだ遠い話で、参加の権利というのは、日本ですと、ある集会の中でも子どもをとにかく出席させればよいというふうに考えてしまいますが、そうではないのです。世界的に進んでいる参加の権利というのは、決定の共有なのです。大人社会に対して子どもが参加するというのは、子どもと大人が決定を共有していくという原則として進んでいる。これはなかなか難しい問題です。例えば職員会議に生徒代表が参加して、学校としての決定を生徒と共有する。父母代表が職員会議に参加して決定を共有する。つまり学校の決定システムに生徒や父母が参加する。実は権利としての参加というのはそういう意味であり、単に現象面で、そこにいるから参加しているというふうな見方は本物の参加ではないのです。

今後、私たちが学校を内側から変えていく。外から何か改革を迫られる問題はたくさんありますけれども、そうではなく、内側から学校づくりを進めていく際に、子どもの参加の権利というのは大変重要なポイントになるのではないかと。

先日、ジュネーブで第4回の子どもの権利委員会がありました。人権連から平野さんが行って、彼が言うには、子どもの参加の権利がどれだけ保障されているのかというのは委員会審査の重要なポイントになってきている。批准した各国に対しての質問事項として、子どもの参加の権利の保障というものが、各国が報告義務を負わなければならない。そのくらい大きなテーマになっているわけです。

そういうところを中心にしながら、これから、条約の中に入っている権利思想や子ども観というものを自発的に学んで生かしていく。そして学校の内側からの学校改革、外からの規制ではなくて、内側から学校を改革していくときの新しいエネルギーとして、パートナーとして、親とか子どもたちを迎えていく。諸外国では学校協議会とか学校評議会みたいな組織も法律になっているわけですが、日本では職員会議が、教職員だけの集団になっている。そういうところは今後考えていく一つのポイントかと思っています。

2 わがまま助長論を考える

2つ目。戸惑いというのがまず一つあったのですが、もう一つ、職場レベルで考えると、どうしても権利条約を受け入れるときに壁になるのは、一言で言うと、わがまま助長論。子どもが権利を行使すると、ただでさえ身勝手なあの連中が勢いづいて、学校がメチャクチャになる。権利というのはわがままを助長し、学校を混迷させるだけだという、この世論を、人権を尊重しようと考えている先生方が論破できない。これは論破できないです。私も大学ですけれども、学生の人権を尊重しようとする学生も甘えてきますから、甘えてくればくるほど、私も今年も始末書を書くはめになりました。甘い先

子どもの人権読本

◆子どもの権利を考える入門書として最適◆

〔本書の構成〕

Iでは、学校と子ども、家庭と子ども、地域と子ども、警察と子ども。IIでは、子どもの権利条約の思想と歴史というテーマで、条約の内容や特徴や考え方、また、条約がつけられた経過などを解説。IIIは、この条約を批准するとすると、従来の日本の法律とはどこが矛盾したりすることになるのかを分析・解説しました。

編集／子どもの人権連・小川利夫、永井憲一

(A5版136頁)
1000円(〒240円) ◆お申し込みはお早目に!!◆

子どもの人権はどうなっているか
子どもの権利条約の思想と歴史
子どもの権利条約と国内法
資料編／子どもの権利条約、子どもの権利宣言
児童憲章、子どもの権利の国際的保障にかかわる国際文書など

子どもの人権連

東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育
会館 03-3265-2174 F:03-3230-0172

生のレッテルを張られますから。人権というのは甘やかすことではないけれども、乱れているじゃないかというような感じで、言えば言うほど追い込まれていってしまう。生徒の自由とか人権とかいうことを。これは言葉で言うだけでは駄目で、態度で示さなくては行けないから、生徒に対してそういう対応をする。生徒は、「あの先生は大目に見てくれる先生だ」と。逆に言うと、体罰振るったりする、管理主義の先生の前では生徒はビシッと、みごとにぐらいい演じるわけです。ところが、本当に人間的に付き合い合うという、そういうふうに対応してくると甘えが入るし、生徒のほうも見た目がだらしなくなる。それに対する周りの支持を得られない。こういうふうな形で、わがまま助長論、学校混乱論というようなものを克服していくことは、権利条約が学校現場に入っていく場合の一つの大きな試練であるわけです。

この点については、もちろん、いろんな工夫の仕方をして、わがまま助長論を克服して行ってほしいのです。私はこの問題に対して言いたいことがたくさんあるのですが、一つだけ私の考えを申し上げます。きょうお配りした資料の中に、私が情報センターをつくって条約の普及を進めているネットワークの資料、ニュースレターがあります。この中の、9ページに「子どもの日イベント」という報告が入っています。きょうの実践交流集会と同じようなテーマですが、この集会というのは全く根本的に次元が違いまして、参加者は高校生が60人ぐらい、大人が30人ぐらい。全体で90人ぐらいの集会でした。つまり十代が3分の2、そういう形で、子どもと大人との対話集会を私どものネットワークというところでやっているわけです。

K君という高校1年生が意見表明しているのですが、彼は定時制の生徒です。開口一番何を言ったかという、「喜多さんとか、弁護士さんとか、教職員組合の先生とか、一生懸命に生徒の人権問題を取

り上げてくれて、管理主義を批判したり体罰の問題をいってくれるけれども、そんなに熱心にやらないでいいんですよ」と言うんです。「なぜなら、僕はもう学校生活はメインじゃないんだ」というんです。僕の世界は学校の外にあるんだから、学校の中では生徒役を演じていれば遊んで暮らせる。何の責任も負わないで遊んで暮らせるから生徒役は演じているけれども、そんなに学校をメインにして生活しているわけではないんだから、あんまり熱心に学校の中のことをいじくられては困るんだと。つまり、生徒の人権のような問題を学校の中であんまり騒いでくれるなというんです。これはショックでした。私は一体何のためにいままでやってきたのだろうと。

しかし、かれの発言を皮切りに、たくさん的高校生が同じような気持ちを打ちあけるのです。いろんな子がいました。新入生のときはそうかもしれない。だけど後で頑張り始めたという子もいましたし、あるいは、最初は学校をメインにやってみようと入学したけれども、だんだん裏切られて、いまではメインではないんだというような言い方をした女子生徒もいました。そして後から出てきたのは、生徒会の役員をやった人とか、新聞部員とか、その人たちが、いろんな発言をしてくるのです。例えば生徒会の役員を、生徒側から引き降ろされた人もいるわけです。なぜかという、今度の生徒会長はガンガンやりすぎて、校則改善なんて言い始めている。めんどくさいからそういう生徒会長は降ろしちゃえと。これで足を引っ張られたわけです。つまり、生徒会の役員をやった人というのはみんな後悔しているのです。やらなかったほうがよかったです。新聞部もそうです。

生徒会の顧問の先生とは非常に話が合う。だけど同じ仲間が支持してくれない。つまり、いまの生徒会の状況なんかもそうですけれども、実は権利を行使しようという主体が育ってないし、もっとはっきり言えば権利は要らない、遊んで暮らせる半人前で

子どもの権利条約 実施のための ◆1,000円(〒240円)◆ Q&A

※子どもの権利条約を国や自治体、そして、私たち自身が実施するための具体的な方法を豊富な資料を使って提示※

☆在庫僅少。お早目にご注文ください☆

差別(2条)の内容と意義/意見表明権(12条)/学校教育と教育行政/遊び(31条)の権利/親の責任と児童福祉/児童福祉施設/保健・医療/少年司法(37条・40条)/国際協力/自治体でのとりくみ/学校・子どものとりくみ……

子どもの人権連 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館/03-3265-2174 F=03-3230-0172

大いに結構と。学校生活は、生徒役を演じていて、あとは半人前で大人が何でも決めて、何でも管理、保護してもらっておおいに結構。それで自分たちは遊んで暮らせるんだからと。急に権利なんか持つと責任を負わされる。だから賢い生徒は言います、「権利は要りません、責任を負うから。そんな責任は負いたくない。無責任でこんなに気楽に遊んで暮らせる、こんな生活やめたくない。だから権利条約なんて困ります」と。むしろそっち側が十代の中の多数派なんです、いまの世代は。これははっきり言えます。

権利行使をしようとしているのは非常に少数派です。先日、中学校の丸刈りの問題を提起した、文部大臣に直訴した中学生がいましたが、ああいう生徒は超少数派ですから、したがって同世代の支持は得られなくて、最終的には自然消滅してしまうという状況が後を断ちません。むしろ、その少数派の権利行使をする生徒たちをどう励ましていくかというのが、いま私たちが受けとめなければならない課題です。

話を元に戻しますと、いわば発想の転換が必要だと思ふのです。権利を行使したらどうしようなんていうのは贅沢な話です。いまの日本の社会では。権利は要らないと要っているんですから、いまの十代は。少なくとも多数派は。ですからそういう意味で、私どもは本気になって、これは人権教育の問題だと思ふのです。子どもたちが権利を認識し、それから生活に役に立っていく。オーストラリアではベトナムさんという人が人権教育の教材がつくっていたり、今度はデービット・セルビンさんという人も権利条約の学習教材をつくります。いま私どもも翻訳作業をしていますが、本当に子どもたちが自分たちの身近に権利を感じ、それを行使していく主体として育てていくための教育論というものを開発していく。そういう課題。つまり、どうやって子どもたちに権利を根づかせていくかということのほうがはるかに重要な課題だということを1点申し上げまして終わりたいと思ふます。ご静聴ありがとうございました。(拍手)

3 質問

私は遅れて、喜多先生のお話の途中でまいりました失礼いたしました。遅れてきての質問で、もしかしらお話しただいていたかもしれないのですが、子どもに参加の権利があるということで、決定を共

有するというお話が、非常に私にとっては重い課題だと思ってお聞きしていました。決定の共有ということをも具体的にいまの学校の仕組みの中で位置づけさせていくにはどういう仕組みにしたらいいのだろうかと考えますと、諸外国では学校協議会が生きているというお話ですが、そのような諸外国での例などをもう少し詳しく教えていただきながら、いまの日本の学校で、私は自治体の議員をしていますので、そういう意味では小学校、中学校のレベルでの教育問題を議会で、改善について求めているのですが、子どもの年齢が低い場合、あるいは中学生、十代以上になって、いろいろな社会的な判断力がついてくる年齢に分けて、諸外国で、決定の共有というのがきめ細かにされている例がありましたら、そしてまた日本にこれが具体的に結びつけられるような方向性がありましたら教えていただきたいと思ふます。

4 質問(大阪)

学校の中に「子どもの権利条約」をどう入れていくかということで、いろいろ取り組みはやっていっていますが、もう一つ子どもたちの生活の場である家庭の場で、「子どもの権利条約」の精神が醸成されていない状況で、学校の場にだけ持ち込むというのは非常に苦労があると思ふのです。例えば、先ほど決定プロセスに子どもをというご意見があったのですが、そしたら、子どもたちが生活している家庭の場で、子どもたちの意思がどれだけ尊重されるか。そういう環境がない限り、学校へ行ったら「さあ、君たち意見を言いなさい。すべてとは言わないけど、ご承知のようにしてやっていきましょう」というふうな状況があっても、家へ帰ったら親が一方向的にすべて決めてしまうという状況下では、子どもの権利条約というのは実現しないと思ふます。そういう意味で、家庭の状況というか、地域社会の状況というのは非常に大切だと思ふているのですが、そういうことで喜多先生はどのように、これから両輪を回していこうと考えておられるかお聞かせ願いたいのですが。

5 喜多明人氏のコメント

2つとも大変大事な問題で、まず、決定を共有すると言われてもピンとこないのは当然で、もうちょっと具体的に言うと、いきなり職員会議を学校会議

になどというのは夢のような話です。私がいま一番気になっているのは、各学校で校則改善の取り組みを始めたし、文部省も言い出していますが、生徒会規則の改正という話は聞かないのです。決定共有の原則でいま生徒会がつまづいている最大の理由は生徒会規則だと思うのです。生徒会規則のほとんどにこういう条項があります。「生徒会総会で決定した事項は校長の許可なしには実施できない」、あるいは「校長の承認を必要とする」。この規定はほとんどの生徒会規則に書いてある。もちろんこれは校長と書いてありますが、生徒たちは職員会議だと思っています。つまり職員会議が許可しなければ生徒会で決定したことはできないのだと。これが生徒会の役員のやる気をなくさせている最大の原因です。もちろん、同世代の連中から足を引っ張られているのは事実ですが、同時に、自分たちが決定したことをきちっと執行できない。それは常に学校の強制なのです。これでは参加とは言えません。アメリカの学者などに言わせると、見せかけです。そういう参加の仕方というのは見せかけであって、本物の参加ではないという言い方をしています。

ですから私は、校長が承認するとか、あるいは生徒会顧問を校長が任命するとか、こういう規定をもつ生徒会規約そのものを見直して、生徒会がきちっと自分たちの権利を行使できるような、そういう条件を整えていくところから始めるのがいいのではないかなと思っています。

諸外国の例は、話し始めたらきりがあませんが、おもしろいのはドイツとかフランスの例です。特にドイツ人の思考法というはおもしろくて、生徒の所属する学年によって生徒参加の仕組みを変えていく。例えば低学年、日本で言うと小学生レベルの生徒の場合には、学校評議会の構成の中に生徒は入っていない。親と教師が大体1対1で子どもはゼロ。これが少し高学年になると2対1対1ぐらい。つまり、最初は子どもの権利を親が代行するという形で始まったのが、子どもが直接権利行使をするという、その生徒の数と親の数が同じぐらいになって、そこで教職員と共同決定する。そのうちだんだん子どもの数が増えて、3対1対2になる。最終段階になると親がゼロになって教職員が1に生徒が1になる。これはドイツの法律で決められています。ドイツは、州によって法律は別ですので、学校参加法という法律で、これは父母参加と生徒参加というものが制度的に保障されている法律が、各州で違いがありますが、いま言ったようなやり方で工夫されていること

をご紹介します。

もう一つつけ加えるならば、低学年は全く参加しないのかといたら、私はそうではないと思います。それは、憲法学者の高柳先生が、高校生の政治活動にふれて証言されていたのですが、高柳信一先生が「失敗する自由」という言い方をしていたのです。子どもには失敗する自由がある。叱られる権利もあるけれども、叱られる権利というのは、失敗する自由があってこそあるのであって。ドイツの学者は、それは子どもはおとなに対して寛容を求める権利があるという言い方をしています。子どもたちはいろんな試行錯誤をして失敗を重ねていく。自分で決定し、それを実施して、やってみて、「あ、駄目だった」ということを自分で体験しながら学んでいく権利がある。そういうところまで問題を広げて考えれば、小学生も、小さいころからそういう決定に参加してくる、そしてその決定に対して自分で責任を負っていくということをや小さいころから蓄積していかないと、高校生ぐらいになってしまうと、もういやだ、めんどうくさいということになってしまいます。小さいころからそういう姿に対する訓練というか、大人社会そのものを受け入れていくということが大切なのではないかなというように思っております。

もう一つ、大阪の先生のご質問ですが、これは大変よく出る質問です。神奈川で、高教組のときも同じ意見が出ましたし、私は大変もつともだと思うのです。子どもの権利条約にティチャーという言葉はありますか。スクールという言葉は1か所ありますが、教師を主体、主語にした条文はないです。それに対してペアレンツ、ファミリー、これはほとんどすべての条文に登場します。私どもも、この条約は国家と子どもと親・家族という、この3つの構造でできた条約だと説明しています。つまり、権利条約で、まず子どもの権利保障で中心にならなければいけないのは親です。したがって、先生方が不満を持たれるおは当然です。なんで家庭や親の問題はさておいて学校ばかりが責められるのか。生徒の人権というときすぐ学校の問題がマスコミにも出てくる。潜在的にそういう不満を持っている先生は多いのではないですか。本当はもっと親とか家族がしっかりしてくればこんなことやらなくてもいいのに、学校ばかり責められてという発想は当然だし、それは私もやむを得ないと思うのです。

実際、日本では権利条約の中で家族や親の問題のとりえ方は大変弱いです、これはマスコミもとりえ方が弱い。例えば、「子どもの権利条約」の第19条は、

親の体罰禁止規定というふうには私は言っています。親がしつけを理由に、あるいはその他の子育てを理由に体罰をするということを禁止している規定です。権利条約は各国の法制度を土台にしていますから、特に北欧の国スウェーデンやノルウェーなどは、ほとんど民法を改正して体罰を禁止しています。そういう条約の19条を日本の社会ではどう認めるかというのは、まだまだ残念ながら注目されていない。体罰が禁止されないということは子どもの虐待の温床になっているというのは百も承知の上で、法律学者は、民法の822条の懲戒権には、体罰も含まれているなどと、いまだにそういう解釈を与えている。学校の教師は学校教育法で禁止されているけれども、親と子は、民法上は体罰を禁止していない。法学者はそう言うかもしれないけれども、私は教育学者ですから、そんなことは学生に対して絶対言わないです。誰々の体罰は許されて、誰々の体罰は許されないなんていうのは教育論としてはあり得ないというふうには私は思いますから、そういう意味では、まず家族や親の問題としてのこの権利条約を受けとめていく。特に子どもの意見表明権とか子どもの参加は、まず家庭の場から始めないといけない。これは間違いないところです。

アメリカでは、大変有名な話として、グレコリー君という12歳の少年が、母親の虐待にたまりかねて、母親を離縁して里親を選びたいと提訴して、これを認める判決が出たのですが、これは残念ながら今年に入って控訴審で負けてしまった。少年は訴訟人となるには未成熟であるという理由から、1審の判決が無効になってしまっているのは残念です。

しかし、東京新聞の10月1日付では、子どもがその利益を守るために法定に訴え出ることできる権利を主張していたのはクリントン大統領夫人のヒラリーさんです。ヒラリー弁護士は、1973年に、子どもは親が虐待した場合に、自分が裁判所に訴え出る権利を認めるということを書いているのです。ヒラリーさんは子どもの権利条約に熱心ですから、クリントン大統領をたきつけて、恐らく近いうちに条約を批准するでしょう。

いずれにしても、親とか家族にかかわった問題は、この条約ではメインで、そこをもちと社会的には取り上げていく必要があるし、私どもも、その辺を重視していきたい。

ただ、この問題を押し進めていくと、欧米、あるいは権利条約が前提としている学校観というものは何かということを問われてくると思います。家族と

か親に、例えば18条で、第一次的養育責任を認めたり、親が子どもの権利行使を指導するというような形で、条約が親とか家族の役割りという重視している。来年は国際家族年ですから、ますます家族とうもの権限なり責任というものを重視してくる中で、学校というのは教育にとって非常に相対的なものである。学校は絶対的なものではなくて、まず家族や親が教育責任を十分に果たし、親として権限を尊重しながら学校の役割りというものを見直しすることになるだろうと思われま。

同時に、学校の中における親の発言権のウエートも変わってくるでしょう。二重の問題があるわけです。学校の役割りそのものが、例えば5日制といっても欧米ではもうはるか昔から5日制で、もう4日制にしている国もあるわけです。これはやはり、安息日を1日取った上で、1日は親が子どもの教育に当たる日であって、5日制になるのはあたりまえなので、それ4日制にしようという国があらわれているわけですから、1日か2日は家庭教育の日。とすると学校というのは非常に役割りが限定されてくるわけです。

そういうふうな見方で、権利条約の批准後の学校というものの役割りを見直す必要があるのですが、同時に、学校の中における親と子どものウエートの置き方も変わってくるだろう。先ほど申し上げたように、親の第一次的な教育責任というものは、学校の中にも求められてくるのではないかというふうに思っています。

6 質 問

神奈川の高校です。

先ほど喜多先生のお話の中で、先生は戸惑っていると、これはよくわかります。わがままな助長、これもよくわかります。ショックだったのは、生徒は権利を行使しないというお話です。考えてみるとお話のとおりで、私が生徒会や新聞部でかかわった生徒は非常に熱心で、自覚も高く、今年の年賀状は、横須賀の平和運動公園での様子を年賀状の写真にして送ってくるぐらいの生徒ですが、彼はクラスでは全く孤独でした。ですから先生のお話が、薄々感じていたことではあったのですが、実にショックで、逆に言えば、教員の立場では、いもしない幽霊に怯えているという、そういう状況なのかと思いました。

もっと言うと、事態は確かに先生のおっしゃるとおりもっと深刻で、権利条約を学校にという運動に

取り組んでいるのですが、逆に言うと教員のアレルギーさえなくなってしまうと、形の上では実にスナリ学校の中に権利条約が形の上では入るのかもしれない。ところが、何も実態として進まないということになるのかなという、根本的な不安というか、そういうものを感じています。

時間の許す限りお伺いしたいのですが、本当はその先、第一段階が教員のアレルギーだと思うのですが、ということは実は、壁に教員のアレルギーしかない、極論をしてしまうと。ではそのほかに本当にしなければいけないことは一体何なんだろう。「子どもの権利」ということを考えたとき。漠然とした質問になりますが、例えば、教科でもっと「権利とは何か」とか、50年前に、形の上では獲得したはずの民主主義のようなことをもう1回最初から教えなければいけないというような話なのか。その辺のお考えがありましたら紹介してください。

7 喜多明人氏のコメント

諸外国の人権教育の教材を読んでいると違和感があるのです、僕は率直に。ベトナムさんの明石書店から出ている人権教育の『事例集』というのがありますし、それから日本評論社からの『ヒューマンライト』という本を翻訳したデビット・センビーさんという権利条約の学習教材。これはイギリスのナショナルカリキュラムに、子どもの権利条約の学習の項目が入って。もちろんナショナルカリキュラムをつくったこと自体は問題だと。日本で言えば学習指導要領みたいなものをイギリスがつくってしまったとうことは問題であることはよく知られているのですが、その中に「子どもの権利条約」の学習が入ったために、センビーさんがそれに対応する教材をつくるというか、副教材です。これはユニセフイギリス支部が依頼してつくっています。その教材を読んでも違和感があります。どういう違和感かというと、1つのクラスとか1つの授業の中で、例えば「権利の鎖」というのがあります。教育への権利とか遊びの権利とか、幾つか、条約に書いてあるものを輪にして、それに自分たちが取り組んできたいろんな権利の行動とか、クラスでやってきたことを紙に書いて、輪にしてつないでいく。あるいは自分の経験できない、インドだとかフィリピンなんかの子どもの虐待の事例が出ている。そのシートを読んで、どういうふうにその問題を解決していくプログラムをつくるかなんていうことをクラスで話し

合ったり、全部クラスの中でやっていく授業にしてある。

権利を獲得するとか、権利を認識するというのは、身近な生活の中で自分で体験的に権利とか人権というものを実感していくものなんだというふうに私は思っています。先生方もそうだと思うのです。教職員組合運動とか、権利要求運動とか、そういう中で権利とか人権というものを認識してきた。それが、いまは権利とか人権を一つのプログラムの中に入れて、教科書とか教材とか、クラスの授業の時間帯の60分とか30分という時間帯でそれを教えていくということにまだ入り切れていない。まだ私自身が入り切れないものを持っています。しかしとにかく、ほかの国々ではそういう教材が出回り、アメリカはいま権利行使のハンドブックも生徒に配られますから。生徒が権利を行使していくハウツーものパンフレットなんていうのが。ハイスクールになるとどこでも配られていますので、そういう権利を行使していくための指導とかあるいはプログラムを、どういうふうに日本の場合に普及させていけるのか。

子どもはどれも経験主義で、そこを何か一つの教養として整理したり、あるいはそれをどういうふうにして子どもたちの発達段階に対応させて、権利を獲得し、権利行使能力というものを育成していくかという問題を考えていく、残念ながらそういう経験に乏しい。そんなところが、私がいま特に感じている点です。

ただ、間違いなくこれから起こってくる一つの問題は授業だと思います。授業における生徒参加というのが、これからかなり厳しく問われてくるのではないかと。先ほど紹介した、子どもたちと私も対話集会やっていますが、高校生が一番不満が高いのは授業です。残念ながら。ある子が言っていました。僕は勉強したくて授業を一生懸命聞こうとするんだけど、一生懸命聞いていると眠くなって寝ちゃう。それで後で叱られる。そういうことを率直に話す子もいましたが、授業に対して、おもしろくないとか、もっとためになる授業してくださいというようなことを、意見表明として生徒が訴えてくる。権利行使といってもいろんなレベルがありますが、まず授業の問題が入っていくことも大事かと思います。もちろん、そういう元気がいまの生徒に残っていればの話ですが…。

◆ 子どもの権利条約を「学級通信」に(1) BY 谷山泰史 (大阪豊中市立新田南小教諭) ◆

- ◆ 拝啓、初秋の候、貴会におかれましては益々ご発展の由お慶び申し上げます。さて、過日は、拙き学級通信への貴会発行冊子翻訳文の転載を許可して頂き、さらに子ども達にハガキを頂戴し、誠にありがとうございました。……大変遅くなりましたが、連載を終えましたので、お送りさせていただきます。今後とも、よろしくご指導、ご協力の程お願い申し上げます—というていねいなお手紙と『学級通信』が送られてきた。
- ◇ 「子どもの権利条約」は日本中の子どもに知らせなければならない。そのための教職員の任務は重いと思う。「条約」を学校の中に!! そのための『学級通信』をここに紹介したい。谷山先生の『学級通信』は、6年1組『風の子2』。<広報委員=笠井博徳> ◆

1 批准に向けて ◆◇

新聞の話題にはなっていなかった(昨日の読売新聞夕刊まで)が、昨日から国会で“子どもの権利条約”批准に向けての審議が始まっている。政治改革にばかり目が向いてしまい、肝心の国会審議が報道されないのは良いこととは言えない。国会対策委員会で事前打合せがなされており、今国会で批准成立のシナリオができていよう。それはともかく、すでに100ヶ国以上が批准している条約に日本が批准していないのは、何らかの理由があるはずで、それがこの条約の特質であるのだろう。昨年度は「学校週五日制」と「思考力」の2つについて私なりの考えを述べ、ご家庭で読んで頂いた。今回のテーマもそれに劣らず重要なものである。不定期の連載としてまたまた続けて行こうと思う。それは“子どもの権利条約”第42条に「締約国は、この条約の原則および規定を、適当かつ積極的な手段により、大人のみならず子どもに対しても同様に、広く知らせることを約束する」とあるからだ。“子どもの権利条約”は1989年11月20日、国際連合総会第44会期で採択さ

れた。78年にポーランドが条約草案を提出し、10年以上の審議を重ねて成立した。政府は、発展途上国の子どもを対象とした条約だとして批准を長引かせてきたのである。(93年4月23日)

2 “権利”とは何か ◆◇

子どもの“権利”とは何かという問題が起こる。“権利”あるところには“義務”があり、その“義務”が免除されている子どもの“権利”は制約されて当然、あるいは精神的に未発達な子どもは、大人の意見に従うのが当然、という考えが今までの日本では支配的だった。“権利”の主張は生意気であり、反抗的である、黙って従うことが美徳である、という考え方が根強く残っている。そのような概念こそ変えて行かねばならない。戦前、女性には権利がなかった。今その権利は性の平等の観点から当然のものとして認められている。今、子どもに権利がない。しかし人間として平等の権利を認めようとしている。近未来それは当然のものとなるだろう。子どもの“権利”とは人間が人間として認められる人権そのものである、という考えに立って良いと思う。法律的には大人も子どもも対等な権利を持つと考えるのが正しい。そして子どもを取り巻く社会(国、大人)は、子どもが正常な発達を遂げられるよう努力する義務を負うのである。従って、子どもの権利は大人の権利とは若干異なり、総論的ではある。それだけに自然権的な人間の根源的権利であり、規定されたものを上回る力を持っている。人間として子どもを見れば、当然認められる権利なのだ。(93年4月30日)

3 賛否両論 ◆◇

日本が今まで批准を延ばして来たのは、国民の間に賛否両論が存在したからだ。それが今一本化されたと言えないものの世界の主要国が批准している

全政党に聞く。どう考える? 子どもの権利条約 B5版140頁/1000円(〒240)

91年4月9日に開催したシンポジウム全記録、第120国会(90年12月~91年5月)審議の全記録等を収録。

子ども人権連 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F T=03-3265-2174 F=03-3230-0172

今日、国際社会の流れに遅れてはならないという非常に日本的な発想に立って国会審議を進めているようだ。国民に条約の全文と意図を紹介したとも思われないが、勝手な判断で賛成と反対の立場を整理してみよう。賛成の立場は簡単である。子どもも同じ人間だから（生まれる前の胎児にも）すべて平等に権利を認めようとする。その権利には制限がないとも考える。反対の立場もある意味では簡単だ。今の学校教育がまず前提だ。子どもは大人が育てて行くものだ。未熟な子どもを育てるためには指導力を発揮しなければならない。特別権力関係と呼ぶ力関係を利用して指導するのだから、というわけだ。即ち管理である。日本が世界一の経済大国になったのは日本の教育制度に負うところが大きい。そのシステムは世界の注目を集めている。だがそれは“子どもの権利条約”に抵触するのではないと言われる管理の強さに基づいてもある。さていよいよ次回からその問題になる条文をいくつか見て行くことにしよう。読者は“権利条約”に賛成？それとも反対？（93年5月7日）

4 どの国のためのもの ◆◇

子どもを人間として見れば、当然その権利は認められるだろう、と第2回に書いたが、“子どもの権利条約”全54条を眺めてみれば、ここまで認めて良いのだろうか、と思ってしまうのも事実だ。“権利条約”が提示されたとき、政府・文部省は「日本の古き良き学校教育にはなじまない」と考えただろう。教職員組合は早期批准を訴えたが、その内部では、批准された後、学校現場では指導に苦慮することもあるだろうと予想していたようだ。その“権利条約”批准承認案は26日の衆議院本会議で全会一致で可決された。近いうちにこの条約は締結される。武藤外務大臣は法改正もありうると述べている。さてその条文についていくつか話題になりそうなものを見て

行こう。身勝手に抽出するので、読者には機会あれば全文に目を通して頂きたい。

【前文】一すべての国、とくに発展途上国における子どもの生活条件改善のための国際協力の重要性を認め、次のとおり協定した一と前文の最後にある。これをもって日本政府は、“子どもの権利条約”が発展途上国を対象にしており、日本のような先進国にはなじまないと主張してきた。だがその発想はむしろ逆である。個人の権利は先進国こそ広く認めて行かなければならないものなのだ。（93年5月29日）

5 児童か子どもか ◆◇

【第1条】この条約の対象者は「18才未満のすべての者」である。日本政府はこの権利条約を“児童の権利に関する条約（略称・児童の権利条約）”と呼んでいる。我々（学校教師）が“児童”と呼ぶとき、どうしても小学生を想定してしまうが読者はいかがであろう。また日本社会で児童と呼ぶとき、それは保護の対象としての存在を前提にしている（児童福祉法のように）。高校3年生を“児童”と呼ぶのも違和感がある。“児童”と呼ぶことによって、庇護の対象としての存在しかなないように思わせるような気さえする。条約の原語はもちろん“チャイルド”である。

【第4条】締約国は、この条約において認められる権利の実施のためのあらゆる適当な立法上、行政上およびその他の措置をとる（以下省略）一憲法と条約のどちらが優先するかは学説でも分かれているが、この“権利条約”を締結することにより、政府は国内法を整備する義務を負うとされている。さて日本の法律で、子どもが大人に対して権利を制約されているものがどれくらい存在するのであろうか。道路交通法や選挙権、相続法にも問題があるかもしれない。話題になりやすいのは、禁止項目の多い“校則”である。（93年5月31日）

子どもの権利条約 翻訳・創作コンテスト

主催/アムネスティ・インターナショナル日本支部
後援/子どもの人権、国連広報センター・
日本ユネスコ協会連盟など

（◆子どもの権利て、なんのこと？まずは、一度お読みになって下さい。誰にでもわかるような日本語訳をおねがいします。自由な発想と形式の意識、診訳、迷訳も大歓迎です。◆）

●応募・問合せ先＝〒531 大阪市北区中津3-17-5 アムネスティインターナショナル日本支部大阪事務所 06-376-1496 ●

◆ 会員 & 読者からのおたより ◆

◆ 情報資料の送付を希望します。
(神奈川県横浜市の岡田 尚さん
=横浜法律事務所)

◇ 『子どもの権利条約対訳集』誌代と会費を振りこみました。(神奈川県川崎市の菅原敬子さん=川崎市議員)

◆ 情報資料の送付を希望します。
(参議院議員の小川仁一さん)

◇ 情報資料の送付を希望します。
(埼玉県狭山市の森 亮一さん
=東京人権啓発企業連絡会)

◆ ご案内いただいた日教組第1回子どもの権利条約実践交流集會に参加します。→千葉県野田市の越智邦子さん、衆議院議員の濱田健一さん、東京都羽村市の渡辺英紀さん=教員、東京文京区の浅利道雄さん=学習研究委員、東京稲城市の嘉藤長二郎さん=児童館長、東京都中央区の布谷昌巳さん=朝日中学生ウィークリー編集部

◇ 前略、私の手許にある「いんふおめーしょん子どもの人権連」のバックナンバー・No12~13号が欠けています。折角なら全部揃えておきたいので、なるべく早く送って下さい。(東京都世田谷区の永井憲一さん=代表委員)

◆ いつもお世話になっています。今後ともよろしくご指導下さいますようお願いいたします。(東京都千代田区の小島明日奈さん=毎日新聞生活家庭部)

◇ 情報資料の送付を希望します。
(東京都江戸川区の宮下彩子さん)

→学生)

◆ 情報資料の送付を希望します。
(千葉県浦安市の大口和枝さん
→司書)

◇ 日頃『いんふおめーしょん・子どもの人権連』をご送付いただき、ありがとうございます。毎号、子どもの人権課、法制課、子どもの権利委員会宛にお送りいただいておりますが、子どもの権利委員会宛の1通で結構ですので、よろしくおとりはからいいただきますようお願いいたします。(日本弁護士連合会人権課)

◆ 『今日から子どもの権利条約』と『子どもの権利条約対訳集』を送って下さい。(神奈川県高津区の高津小学校付属幼稚園)

◇ 「子どもの権利条約絵はがき」セット、10セット注文します。よろしくお願い致します。尚、当方、会員です。(鹿児島県姶良郡の岩橋恵子さん→教員)

◆ この度は、下記の貴重な資料をご寄贈くださりましてありがとうございます。早速、当協議会の蔵書に加えさせていただきます。ご利用させていただきます。(東京都板橋区の国際障害者年日本推進協議会)

◇ 10月28日開催の日教組子どもの権利条約実践交流集會に参加します。(東京・稲城市の嘉藤長一郎さん=児童館長)

◆ 貴会の活動や権利条約資料を見てみたいので送って下さい(埼玉

県狭山市の大場健志さん)

◇ 複数入会者を福島市にと考えています。既に当地で加入されている方がおれば連絡下さい。それを目標に次年度をと考えています(福島市の小林昭蔵さん=福島医療生活協同組合)

◆ 『今日から子どもの権利条約』『子どもの権利条約と国内法の問題点』それぞれ3冊ずつ送って下さい(神奈川県川崎市の三村真知子、吉敷友紀子さん=川崎市中央児童相談所)

◇ 「子どもの権利条約絵ハガキセット」50セット送って下さい。会員です。(兵庫県西宮市の南陽子さん=キリスト教教育主事)

◆ 「子どもの権利条約絵ハガキセット」5セット送って下さい(東京豊島区の福沢慎子さん=教育同人社)

◇ 「子どもの権利条約絵ハガキ」10セットお願いします。(岡山県倉敷市の清水善朗さん=弁護士)

◆ 会員の申しこみをします。できるだけくわしい資料をいただくと助かります。(大阪府八尾市の森実さん=教員)

◇ 情報資料の送付を希望します。
(東京都東村山市の樋口綾子さん=主婦)

◆ いつも、おしらせ・資料送付ありがとうございます。また、よろしく。お元気で。(東京都渋谷区のみ鳥千恵さん=無職)

◆ 広報委員会からのおねがい

最近、子どもの人権連宛に数多くの書籍やパンフレット、グループの会報類、団体機関紙などが送られてきます。団体やグループ発行の会報・機関紙との資料交換も実施しています。

各地で子どもの権利条約の学習会や講演会などがさまざまな形で開かれています。また、自治体での広報活動や施策づくりの動きもあります。みなさんからの資料をお待ちしています。

◆ 会員 & 読者からのおたより ◆

- ◇ 「子どもの権利条約絵はがきセット」を10セット注文いたします。情報資料の送付を希望します。(岐阜県美濃市の横山真理さん=教員)
- ◆ 会員割引きで、絵はがきセットを30セット注文します。(鹿児島県大島郡名瀬市の鹿児島県教職員組合奄美支部)
- ◇ 情報資料の送付を希望します。(愛知県大府市の笹森倫子さん=大学生)
- ◆ 会員の申し込みをします。(広島県佐伯郡の野田崇さん=高校教員)
- ◇ A-10087、1993年9月6日入会=会員、『子どもの権利条約、実施のためのQ & A』18冊、至急送付下さい。なお、新しい状況をふまえた作品の刊行を期待しています。(広島市安佐北区の徳本達夫さん)
- ◆ 絵はがきセットを2セット、子どもの権利条約カレンダーを送っていただきたいと思えます。代金、折返しお届けします。(神奈川県鎌倉市の乾孝さん)
- ◇ いつもお世話になります。「子どもの権利条約絵はがき」を注文します。20セットおねがいします(品物をなるべく早くお届け下さるとうれしいのですが)。ハガキを広めながら、子どもの権利条約について考える人々がふえればいいな、と思っています。よろしくご手配をお願いします。(東京都秋川市の秋川流域子ども劇場)
- ◆ 「子どもの権利条約絵はがき」セット、30セット注文します。(東京新宿区の新宿子ども劇場)
- ◇ 情報資料の送付を希望します。(東京武蔵野市の三坂彰彦さん →弁護士)
- ◆ 情報資料の送付を希望します。(埼玉県狭山市の大場健志→高校生)
- ◇ 今般『いんふおめーしょん・子どもの人権連』No24～25合併号をご寄贈いただき、まことに有難く、厚く御礼申し上げます。当局の調査業務参考資料として永く保存し、有効に活用いたしたいと存じます。なお、今後ともご刊行の節は、当局調査資料課あてにご寄贈下さいますようお願いいたします。(国立国会図書館調査及び立法考査教区)
- ◆ 「子どもの権利条約絵はがき」100セット注文します。(東京都子ども劇場おやこ劇場協議会)
- ◇ 会員の申し込みをします。(山梨県都留市の畑潤さん=都留文化大学)
- ◆ 『子どもの権利条約と国内法の問題点』を10冊送って下さい。(広島県尾道市の部落解放同盟尾道市協議会の垣本さん)
- ◇ 子どもの権利条約カレンダーを1部申しこみます。結婚して、住所・氏名変更になりました。会費は新住所で納金します。よろしく願います。(新潟市の小柳信子さん=心理相談員)
- ◆ 資料をお送りいただき、まことにありがとうございます。さて、当会の連絡先が変わりました。今後とも、なにとぞよろしくお願い申し上げます。(東京都大田区の夫婦別姓の法制化を実現する会)
- ◇ 情報資料を希望します。『子どもの権利条約対訳集』6冊、『今日から子どもの権利条約』『子どもの権利条約と国内法の問題点』各1冊注文します。(神奈川県川崎市の佐野絃子さん=児童福祉司)
- ◆ 私は徳島弁護士会において子どもの権利委員会委員長をやっており、日弁連子どもの権利委員長委員でもあります。子どもの権利問題には多大の関心がございます。人づてに貴会のことを知り、私も入会したいと考えております。そこで、入会方法がわかりませんのでお知らせ下さい。(徳島県徳島市の谷口彰一さん=弁護士)

子どもの権利条約

(国際教育法研究会訳・編集)
B5版・300円(〒240)

(解説・子どもの権利条約/条約の名称の問題/子どもの権利条約(訳文)(英文)/国連総会決議)
国際連盟・子どもの権利宣言/国際連合・子どもの権利宣言/権利条約制定経過・資料一覧)

子どもの人権連 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F T=03-3265-2174 F=03-3230-0172

◆ 子どもの権利条約批准承認案 細川内閣閣議決定までの意見書、 談話、声明など ◆

- 1 日本教育法学会子どもの権利条約研究特別委員会
- 2 子どもの権利条約実現のための実行委員会
- 3 日本弁護士連合会
- 4 子どもの人権連
- 5 日本教職員組合

子どもの権利条約の国会承認及び 批准に関する意見書 /1993年10月6日◆

細川護熙内閣総理大臣殿

日本教育法学会

子どもの権利条約研究特別委員会委員長 永井憲一

日本教育法学会は、子どもの権利（人権）研究の重要性に注目して、国連において子どもの権利条約の実質的審議が始まった1979年に、「子どもの権利と教育法」を統一テーマに定期総会を開催したのをはじめ、その後も継続的に「子どもの人権」に関する分科会を設け、子どもの人権保障のための理論的構築に取り組んできた。ことに、子どもの権利条約が成立した1989年からは、これに即した研究テーマを設定し、この条約の意義、日本への影響等について、多角的な研究蓄積を重ねてきた。

本年5月、本学会は、条約実施に関わる専門的検討の必要性を認識し、「子どもの権利条約研究特別委員会」を設置した。本委員会は、現在、「子ども権利基本法（案）」及び「子どもの権利条例（案）」の作成を試み、条約の実効性ある国内的実施に学問的に貢献することをめざしている。

このたび、子どもの権利条約の批准承認案が国会に提出されることが予想される中で、本委員会は、これまでの本学会の研究実績に基づき、下記の要請を行うことが、社会的責任を果たすこととなると考えた。

子どもの権利条約の国会承認及び 批准に関する要請

子どもの権利条約が1989年に国連総会で採択されてから、すでに4年近くを経過した。その間、145カ国が批准している。このような国際的動向の下、しかも日本の子どもの人権状況を鑑みると、本条約の批准が遅滞していることは憂慮すべきことであると考える。ところで、前内閣の批准承認案は、名称を「児童の権利に関する条約」としたことをはじめ、留保・解釈宣言がなされたこと、新たな国内立法措置を不必要としたこと等、本学会での研究成果に照らしても、多くの問題点をかかえていた。

細川新内閣は、民間文相の起用、「子どもオンブズマン」の設置など、「子ども尊重」の可能性をもった政策転換を行う兆しをみせている。この姿勢を本条約に関しても貫き、前内閣の批准承認案を見直すことが望まれる。本委員会は、貴内閣が、以下の諸点を考慮のうえ、新たな批准承認案を一日も早く国会に提出することを強く要請する。

第一に、細川首相は広報活動では「子ども」という表現も使っていきたいと述べているが（8月25日、衆議院本会議答弁）、この際、条約の名称も「子どもの権利に関する条約」に変更すべきである。この名称の問題は、従来から条約研究者が指摘してきたところである。「児童」では、保護の客体とみる伝統的な子ども観であり、本条約の歴史的な意義と国際的な潮流を正確に伝えることができないこととなる。また、すべての18歳未満の者が条約の主体であることを認識しにくくなる。国民、特に子ども自身

子どもの権利条約と 国内法の問題点

◆ B5版・300円(〒240) ◆ 話題のパンフレット ◆

「子どもの権利条約」（国際教育法研究会訳）に次ぐ子どもの人権連の広報出版物（1990年1月刊）。子どもの人権連学習研究委員会・現行法制検討小委員会報告。

※子どもの権利条約とそれにかかわる現行国内法制について、条約の各条項ごとに、主として国内法の問題点をまとめたもの。

※本書は、30回にわたる研究会での検討結果をまとめたもので、各条文毎に関係する国外法を挙げ、主に条約内容に国内法が違反・抵触したりその疑いが強いものなどを指摘したもの。

★批准運動後の学習テキストとして最適★

子どもの人権連 東京都千代田区一ツ橋2-6-2
日本教育会館6F / 03-3265-2174

に理解しやすい表現をとることが本条約の精神に沿うものである。すでに、研究者、マスコミ等の多くが「子ども」という表現を使用し、本条約の名称としてそれが定着しているとみられることも考慮されてよからう。

貴内閣は、国民の立場に立って政策を推進するという基本的姿勢をとると公言しているが、そうだとすれば、古い子ども観に基づく前内閣の「児童」という表現ではなく、国民の立場からの「子ども」という表現を用いるべきである。

第二に、批准承認案の見直しに際しては、条約の個々の訳文の再検討も必要なほか、さらに、前内閣のなした37条(c)第二文に関する留保、及び、9条1項・10条1項に関する解釈宣言についても、その是非を吟味すべきである。本委員会の見解では、37条の留保は不必要であると解される。また、二つの解釈宣言は、条約の趣旨を後退させるものであるのをこれを撤回することが望ましい。なお、批准承認案の策定・審議過程に子どもの声を反映させるよう努めることも、「意見表明権」(12条)の趣旨を生かすうえで肝要であろう。

第三に、今後、批准後の条約の実施にあたっては、本学会の研究でも指摘しているように、必要とされる現行法令の見直しを行うことが求められる。また、現行法令の適用に際しては、本条約の趣旨・内容に適合的な解釈を行うべきである。そのうえで、条約実施のために新たな立法措置・予算措置が必要な場合には、これを積極的に講じることが望まれる。さらに、条約の広報義務規定(42条)に則り、子どもに対する広報活動を推進する方策を具体的に明示すべきである。

子どもの権利条約の国会承認及び 批准に関する意見書 /1993年10月6日◆

土井たか子衆議院議長殿
原文兵衛参議院議長殿

日本教育法学会
子どもの権利条約研究特別委員会委員長 永井憲一

前掲の〈前文〉と同じ……〔追加〕内容は次の通り
→前掲〈子どもの権利条約の国会承認及び批准に関する要請〉……(本学会での研究成果に照らしても、

多くの問題点をかかえていた)の次に

……………
《「国会は、国民の代表機関として、国の唯一の立法機関として、内閣の条約締結を民主的にコントロールする権限と責任を有している。本委員会は、国会の条約承認権には、その名称・訳文等が正確であるか否か等を十分検討したうえで、修正すべき点は修正する国会の権限と責任が含まれるものと解する。自らが制定した法律と矛盾するような内閣からの批准承認案をそのまま無修正で承認するような従来の慣行は、この際は是正すべきであると考えている。したがって、仮に細川内閣が前内閣と同様の「批准承認案」を提出した場合、国会は、以下の諸点を十分に審議したうえで承認を与えることが必要である。》

……………
を挿入し、前掲同要請……(本学会での研究成果に照らしても、多くの問題点をかかえていた)の次の
《細川新内閣は……(1日も早く国会に提出することを強く要請する)を削除する。

「子どもの権利条約」の実現に関する 要望書 (平成5年11月18日)

「子どもの権利条約」実現のための実行委員会
代表=江見俊太郎 佐藤一子 恵島千恵子

〈構成団体〉芸術文化振興連絡会議

(議長 江見俊太郎)

全国子ども劇場おやこ劇場連絡会

(代表委員 恵島千恵子)

(社)日本児童演劇協会(会長 栗原一登)

日本児童青少年演劇劇団協議会

(代表幹事 伊藤 巴子)

日本青少年音楽団体協議会

(代表幹事 伊藤 佳男)

日本演劇教育連盟(委員長 副島 功)

全国児童青少年演劇協議会

(委員長 道井 直次)

日本新劇俳優協会(代表 東野英治郎)

(社)現代舞踊協会(会長 石井みどり)

(社)落語協会(会長 柳家小さん)

日本人形劇人協会(会長 川尻 泰司)

(協賛団体) 音楽議員連盟
 (社)日本芸能実演家団体協議会
 (協)日本俳優連合
 (社)日本児童文学者協会
 (賛 同) 池内 淳子 (俳優)
 稲垣 美穂子 (俳優)
 岡本 文弥 (新内語り)
 小山内美江子 (作家)
 落合 恵子 (作家)
 上條 恒彦 (歌手)
 岸田 今日子 (俳優)
 喜多 明人 (子どもの権利条約ネットワーク)
 木津川 計 (編集者)
 黒田 清 (ジャーナリスト)
 三遊亭圓歌 (落語家)
 ジェームス三木 (脚本家)
 住井 すゑ (作家)
 芹 洋子 (歌手)
 谷 桃子 (バレリーナ)
 辻 久子 (バイオリニスト)
 長山 藍子 (俳優)
 西田 敏行 (俳優)
 二谷 英明 (俳優)
 服部 克久 (作曲家)
 原 信夫 (音楽家)
 保坂 展人 (ジャーナリスト)
 ボニー・ジャックス (歌手)
 増田れい子 (ジャーナリスト)
 森繁 久彌 (俳優)
 山田 洋次 (映画監督)
 山本コウタロー (音楽プロデューサー)

(93年11月17日正午現在)

要望趣旨

私どもは、すぐれた舞台芸術との出会いが、子どもたちの感性・理性の開花にとって欠くことができないという思いで、優れた舞台芸術の創造と子どもたちの鑑賞機会の拡充のために活動してまいりました。それだけに、子どもの権利の包括的な保障をうたった「子どもの権利条約」が、我が国においても早期に批准され、子どもたちの生活がゆとりある文化的なものに改善されることを願ってまいりました。

すでに151の国々が締約国となった「子どもの権利条約」は、126通常国会では批准承認決議の目前で衆院解散によって廃案となり、現在、今国会での

批准に向けて審議が始められようとしております。条約の名称を「児童の権利に関する条約」とした政府案が上程される見通しですが、行政や法令において「児童」という用語は、子どもを「保護の対象」としてとらえる傾向が強く、権利の主体として子どもをとらえる条約の基本理念を反映した用語とはいえません。また法令によって「児童」の定義はまちまちであり、条約が「18歳未満のすべての人」を対象とすることが正しく知らされ、子どもたち自身が自分たちの条約であると受けとめられるためにも、名称は「子どもの権利条約」として、法制度や行政を調整・整備し、子どもの権利の総合的保障にふさわしいものにしていくことが必要だと考えます。

日本の子どもたちの生活は全体としてゆとりがなく、生活体験・社会体験の不足による人間関係や社会性の欠如が指摘されております。21世紀に生きる人間として必要な社会性や創造性・表現力を育む上で、この条約でうたわれているように、子どもを人格ある主体者として、その権利を包括的に保障すること、そのひとつとして「休息・余暇・遊び・文化的・芸術的生活への参加」(31条)を保障することは、社会全体の責務であると考えます。これまで我が国では、芸術団体や地域の文化団体の地道な努力によって、子どもたちの舞台芸術の鑑賞の機会が少しずつ拡充されてきました。日本の子どもたちにとって、この芸術文化活動への参加はとりわけ重要な権利であり、その保障のための対策は、超党派国会議員で構成される音楽議員連盟の重点課題にも掲げられているところです。条約の批准と実施を通じて、子どもたちの生活がゆとりある文化的なものに改善されることこそが求められております。

最近の調査によれば、この条約の主体である子どもたちの8割がその存在さえ知らず、名前は知っているも内容はほとんど知らされていないのが実情です。この条約の批准が子どもたちのおかれた状況の実際の改善につながるためには、まずなによりも条約の当事者である子どもたちに、その内容が広く知らされる必要があります。

日本のすべての子どもたちの権利保障の第一歩として、国会において「権利条約」批准の承認が行われる上で、前記の事項を要望致します。

要望事項

1. 条約の名称は「子どもの権利条約」とし、この条約の完全な実施が行われるための国内法の整備など、この条約の批准が子どもたちのおかれ

- た状況の実際の改善につながるための措置が講じられることを望みます。
2. 条約の当事者である子どもたちに条約の内容を広く知らせるための予算措置をとること、また子どもたちの意見を広く聞くための「子ども公聴会」の開催や、子どものための「オンブズ・パーソン」の制度化を要望します。
 3. 特に、文化・芸術への自由な参加とその享受の機会が、すべての子どもたちに平等に提供されるために早急な対策を講じ、そのためにも非営利の芸術・文化団体の活動を支援する公的助成や環境の整備・税制優遇措置を要望します。

◆日本弁護士連合会々長声明

1993年11月19日

日本弁護士連合会々長 阿部三郎

会長声明

当連合会は、「子どもの権利条約」が1989年11月に国連総会で採択された直後から、子どもを権利行使の主体と認め子どもの社会参加を重視するこの条約が、日本における子どもの深刻な権利侵害の現状を改める契機となるとして、繰り返し政府に対して、条約の早期完全批准と法改正や運用の見直しを求めてきた。

そして、当連合会は1991年11月15日の人権擁護大会において、「子どもたちの笑顔が見えますかー『子どもの権利条約』と家族・福祉・教育・少年法ー」とするシンポジウムを開き、各方面における子どもの権利侵害の実態を明らかにするとともに、その具体的救済に向けての提言を行ない、条約を子どもたちに広く知らせることが緊要であることを指摘した。又、政府の同条約の批准承認案に対しては、1992年5月22日付会長談話や1993年3月11日付意見書などにおいて、その問題点を指摘してきたところである。

今般政府が国会に対し同条約の批准承認案を再び提出するにあたり、政権交替後の新たな政権に相応しい見直しを、次のように加えることを強く要望するものである。

1. 名称と訳文について

従前の政府訳は、まず条約の名称を『児童の権利に関する条約』とし、条約の個々の訳文についても、本条約の精神を十分に表現しきれていない点や、強いて子どもの権利を限定する方向で訳しているところかと思われる点が随所に見られた。細川首相は、8月25日の衆議院本会議において、条約承認後の広報活動では『子ども』という言葉を用いることも考えたいと答弁されたが、当連合会としてはこれを一步進め、条約の名称を『子どもの権利条約』とし、条約の精神を十二分に表現し尽くした新たな政府訳を掲げて、再度提出することを求めるものである。

2. 『留保』と『解釈宣言』について

従前の批准承認案は、条約第37条(c)を留保し、第9条1項ならびに第10条1項の各権利を狭める解釈宣言を付すなど、無条件・完全批准には程遠いものであった。

しかし、留保の対象とされた分離原則は、成長し発達する子どもの基本的な権利として早くから国際的に確立され、日本も無条件で批准している「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第10条2項(b)ならびに3項にも明記されており、留保すべき理由の全くないものである。また、第9条1項ならびに第10条1項に対する解釈宣言は、現に法務大臣の自由裁量の下におかれている出入国管理行政を温存し、本条約の適用対象の域外におこうとするものであって、国際的な人権高揚の潮流に反するばかりか、日本がこのような解釈宣言付きの批准を行なうこと自体、子どもの権利条約に対する日本の姿勢を疑わせ、国際社会における日本の立場を損なうものである。

政府は、真に国民の側に立った政権、国際社会に通用し貢献しうる政府であることを世界に示すためにも、留保と解釈宣言を排し、本条約を無条件で完全批准すべきである。

3. 非嫡出子に対する差別廃止の法令改正について

既に本年7月12日付会長声明においても指摘したように、嫡出子と非嫡出子の差別は明らかに出生による差別であり、子どもの権利条約第2条1項に抵触するものである。条約に抵触するような国内法を抱えたまま批准することは許されないものである。

本年6月23日東京高等裁判所が、非嫡出子の法的相続分を嫡出子の2分の1とする民法第900条4号但書前段を憲法14条1項に違反し無効であると決定したこと、更には去る11月15日国際人権（自由権）

規約委員会が、婚外子の差別が「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第17条や第24条に反していること等にかんがみて、政府は、早急に非嫡出子に対する差別廃止の法令改正作業に着手し、国内法を整備すべきである。

4. 「子どもの権利オンブズマン(パーソン)」の設置について

子どもの権利条約は、子どもに権利が具体的に保障されることを約束するものであるが、その約束を果たすためには、子どもの権利保障の状況を監視し、勧告・提言や人権救済などの活動を行なう独立機関である「子どもの権利オンブズマン(パーソン)」を設置する必要がある。

当連合会は、既に1991年11月15日の人権擁護大会の決議において、「子どもの権利保障を最優先の課題とするためには、国・地方公共団体に…『子どもの権利オンブズマン』(仮称)を設置するなどして子どもの権利の確立とその侵害の監視・救済に積極的に取り組む必要がある」と提言したが、条約の批准は、子どものためにかかる独立の専門機関を設置することの必要性を一層促すものである。これまでの条約批准のための国会審議の場においても、新政権を構成する日本社会党、公明党、民社党などが一致してその設置を強く主張していたところであり、政府は独立の機関としての「子どもの権利オンブズマン(パーソン)」の具体化に向けて早急に検討すべきである。

なお、当連合会は、全国各地の弁護士会内に「子どもの人権救済の窓口」を開いて、子どもの人権侵害の訴えに対して事情聴取や調査を行い、勧告、要望などをして子どもの人権の具体的救済に努めてきたことにかんがみ、政府において「子どもの権利オンブズマン(パーソン)」を検討するにあたっては、関係当局との意見交換、協議をいたしたく、申し入れるものである。

子どもの権利条約 (政府訳=児童の権利に関する条約) 批准承認案、閣議決定にあたっての声明

1993年11月26日

子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会(子どもの人権)

1. 本日「子どもの権利条約」(英文= Convention on the Rights of the Child . 政府訳=児童の権利に関する条約) 批准承認案が閣議決定された。

「子どもの権利条約」は1989年11月20日に国連第44回期総会で採択され、90年9月2日には異例の早さで発効し、すでに153カ国が批准していることから遅きに失したと指摘せざるを得ない。しかし、権利条約の草案審議段階から深い関心を持ち、1日も早い批准とその実施を求めてきた立場から、今回の閣議決定を歓迎したい。

2. 今回の批准承認案における条約の日本語訳は1992年3月13日に閣議決定された際の訳文と異なっている。

具体的には、第32条1項(経済的搾取・有害労働からの保護)、第37条c項後段(自由を奪われた子どもの適正な取扱い)、第45条d項(子どもの権利委員会の作業方法)の3箇所である。この訂正箇所は、われわれが昨年6月に発刊した『子どもの権利条約対訳集』で「誤訳と思われる」として指摘した3項目そのものである。

われわれは日本語訳の変更を評価したい。しかし、第126国会での外務委員会審議でも明らかな通り、訳文は一国の政府が独断で作成するもので対立当事者による議論を経たものではない。従って、場合によっては誤訳もあろう。だからこそ、国会において審議に附されるものである。

われわれは、今回の事実をもって事実上、訳文

★子どもの人権連ブックレットNo.2★

子どもの権利条約 対訳集

A5版
500円(〒240)

◇ 解説=子どもの権利条約の批准にあたって ◇

～ その問題点と課題 ～

はじめに/条約についての認識と、とりあつかいの問題点、留保・解釈宣言の問題点/政府訳の問題点/名称の問題点/個別の問題点

◆ 政府資料=児童の権利条約の締結についての承認を求める件、日本国政府の留保、外務省の説明書

英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ駐日事務所訳(仮訳)

子どもの人権連

東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館 03-3265-2174 F=03-3230-0172

について国会の修正権を認めたものと認識する。訳文は極めて重要な意味を持っている。なぜならば、訳文は条約正文の参考資料などではなく、正しく、国内法としての規範力を持つ法規範そのものであるからである。

3. われわれは、Child は「子ども」と訳すべきであると一貫して主張してきた。条約第1条は、この条約の適用上、Child とは18歳未満のすべての者をいう、と規定していることから明らかな通り、18歳未満を表現するのに「児童」は無理がある。今後、日本の法制度や行政を調整・整備し、子どもの権利の総合的保障にふさわしいものにしていくとともに、権利の主体である子どもに特に知らせるためにも「子どもの権利条約」とすべきである。特に、広報にあたっては特段の配慮が必要である。

この点に関しては、今後の国会審議に期待するとともに、マスコミ関係者への協力も強く要請したい。

4. われわれは、子どもの人権保障をすすめるにあたって、「子どもの権利条約」が果たす役割は極めて大きいと考えている。

また、子どもに関わる教育、文化、福祉、司法、警察関係者をはじめ、マスコミ報道関係者などがこの条約の趣旨と諸規定を十分に理解することが求められている。そして、「子どもの最善の利益」や「意見表明権」「あらゆる差別の禁止」などを具体化した学校や家庭、地域社会づくりが、われわれおとなに課せられている責務である。

子どもの人権連は、引き続き、こうしこ諸課題に関係者と連携しながら諸事業を推進する。

以上

子どもの権利条約 (政府訳=児童の権利に関する条約) 批准承認案の閣議決定にあたっての談話

1993年11月26日

日本教職員組合書記長 畑 廣

1. 本日、懸案の「子どもの権利条約」(政府訳=児童の権利に関する条約) 批准承認案の閣議決定が行われた。

子どもの人権保障に直接的に責任をもつ教職員団体として、今回の閣議決定を歓迎したい。

2. 日教組はこれまで、「子どもの権利条約」の早期完全批准を求めるとともに、Child は「子ども」、Indigenous people は「先住民」と訳すこと、さらに誤訳や不適切の指摘のある訳の再検討を強く主張してきた。

その結果、第32条1項(経済的搾取・有害労働からの保護)、第37条c項後段(自由を奪われた子どもの適正な取り扱い)、第45条d項(子どもの権利委員会の作業方法規定)の3箇所について、我々の主張を取り入れたことを評価する。しかし、Child を前内閣同様、児童と訳したことなどはきわめて不満である。

3. 日教組は、「子どもの権利条約」の趣旨と諸規定を生かした学校づくりに全力を傾注するとともに、子ども・保護者への広報活動も積極的に推進する。

そのため、94年1月開催予定の第43次教育研究全国集会のメインテーマに設定するなど、学校に子どもの権利条約を生かす教育実践を組織的に展開する。

★ 子どもの人権連事務局からのお知らせ ★

1993年もあと僅かとなりました。

子どもの人権連の事務局は、1993年12月27日(月)から1994年1月9日(日)まで休業いたします。

1月10日からは、平常業務をおこないます。

1993年12月 子どもの人権連事務局一同

◆ 資料/児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件 (1993年11月26日閣議決定) に関する関連資料 ◆

◆ 資料1 = 児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件 ◆

児童の権利に関する条約を、別紙の留保を付して締結することについて、日本国憲法第73条第3号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

◆ 資料2 = 理由 ◆

この条約は、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等の児童の権利を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され及び確保されるように、締約国がすべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずることをその主な内容とするものである。この条約を締結することは、児童に対する人権の保障に関する我が国の姿勢を内外に示すものとして望ましいと考えられる。もっとも、我が国としては、この条約中の自由を奪われた児童の成人からの分離についての規定に関しては、その内容にかんがみ、留保を付することが適当と認められる。よって、所要の留保を付してこの条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

◆ 資料3 = 児童の権利に関する条約に関する日本国政府の留保 ◆

日本国は、児童の権利に関する条約第37条(c)の適用に当たり、日本国においては、自由を奪われた者に関しては、国内法上原則として20歳未満の者と20歳以上の者とを分離することとされていることにかんがみ、この規定の第2文にいう「自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離される」に拘束されない権利を留保する。

◆ 資料4 = 外務省説明書・新旧変更点 ◆

一 概説

5 我が国の留保等

〔旧〕 我が国が、この条約の締結に当たり行う留保等は次のとおりである。

(1) 児童の父母からの分離

第九条1は、権限のある当局が必要と決定する場合を除くほか児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する旨規定している。我が国は、この規定は父母が児童を虐待する場合のような特定の場合について適用されるものであり、出入国管理法に基づく退去強制の結果として児童が父母から分離される場合については適用されるものではないと解する旨の宣言を行う。

↓

〔新〕 我が国が、この条約の締結に当たり行う解釈宣言〔(1)及び(2)〕及び留保〔(3)〕は次のとおりである。

(1) 児童の父母からの分離

第九条1は、権限のある当局が必要と決定する場合を除くほか児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する旨規定している。我が国は、この規定は、出入国管理法に基づく退去強制の結果として児童が父母から分離される場合に適用されるものではないと解する旨の宣言を行う。

二 条約の内容

2 締約国の義務

(15) 搾取等からの児童の保護

〔旧〕 (イ) 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び教育の障害となり又は健康若しくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。(第三十二条)

↓

〔新〕 (イ) 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは教育の妨げとなり又は健康若しくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。(第三十二条)

(16) 自由を奪われた児童、刑法を犯したと申し立てられた児童等の取扱い及び武力紛争における児童の保護

〔旧〕(イ) (略)締約国は、また、自由を奪われたすべての児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、例外的な事情がある場合を除くほか成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されること等を確保する。(第三十七条)

↓

〔新〕(イ) (略)締約国は、また、自由を奪われたすべての児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されること等を確保する。(第三十七条)

三 条約の実施のための国内措置

〔旧〕1 この条約の実施のためには、新たな国内立法措置を必要としない。

↓

〔新〕1 この条約の締結により我が国が負うこととなる義務は、既存の国内法令で実施可能であり、この条約の実施のためには、新たな国内立法措置を必要としない。

〔旧〕2 なお、この条約を実施するためには、予算措置は不要である。

↓

〔新〕2 この条約を実施するためには、新たな予算措置は不要である。

★ 団体会員のイベント情報 ☆

◆ 日本教職員組合主催／日教組第43次教育研究全国集会 ◇

全国の教職員が1年間のさまざまな教育実践をもちよって、実践報告と交流討論をおこなう日教組第43次教育研究全国集会が1994年1月28～31日の日程で開かれます。

1月28日(金)の全体(開会)集会では、子どもの人権連代表委員でもある永井憲一氏が「子どもの権利条約と日本の教育の未来」と題する記念講演がおこなわれます。1月29日(土)には「子どもの権利条約を考えるつどい」(18:00～20:00)も開かれます。

主催者側の日教組は、一人でも多くの市民の参加を期待していますが、不本意な警備上などの関係で参加にあたっては一定の制約があるとのこと。全国教研にご参加を希望されるみなさんは、必ず下記宛にご連絡下さい。

☆ お問合せ先 = (子どもの人権連事務局 (TEL=03-3265-2174 FAX=03-3230-0172))
までに1月10日(月)～21日(金)までお問合せ下さい ★

◆ 子どもの人権と教育関係の報道と記録から…… ◆

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
9 / 3 (金)	赤松文相、中学校での校則による丸刈強制問題に触れ「丸刈りについては個人的には戦時中の思い出からゾッとすが、丸刈りの校則を変えよとまでは言えない。ただ、法で禁じている体罰で校則を強制することは問題」と記者会見で発言。		
9 / 6 (月)	岐阜県立中津商業高校陸上部選手だった長女（当時17）が自殺したのは同部顧問教諭の体罰や暴言が原因だったとして、両親が県と同教諭を相手どり損害賠償を求めた訴訟判決（岐阜地裁）で、体罰と自殺との因果関係を否定した上で「教諭の体罰は正当な懲戒の範囲を逸脱、その侮辱的発言は自尊心を著しく害する違法行為」として県に慰謝料300万円の支払いを命じた。→9 / 13県委員は控訴しない方針を決定。	9 / 12 (H)	総理府「青少年と家庭に関する世論調査」結果で、家庭で教育する力が「低下している」と応えた人が75.1%。低下した内容では「基本的な生活習慣」を挙げた人が半数を超え、理由に「過保護が過度に干渉する親の増加」を挙げる人が3人のうち2人もいた。
9 / 7 (火)	仙台市宮城野区の会社員宅で長女（3歳）と長男（10カ月）が絞殺され、母親（32歳）を殺人の疑いで取り調べ。	9 / 13 (月)	大阪市立桜宮中学校の教師が校則違反を理由に生徒3人の髪をバリカンで丸刈りにし、大阪法務局は「丸刈りの強制は人権侵害の疑いがある」として同市教委から事情を聴くなど調査に入った。
9 / 7 (火)	青少年向けコミックの性描写をめくり、「コミック表現の自由を守る会」（石ノ森章太郎代表）が、100人近い漫画家の意見やメッセージを掲載した単行本（『誌外戦』）を出版。	9 / 13 (月)	「身体障害者の通信・放送事業法」が施行。郵政省は、10月からドラマ番組の副音声で状況を説明する「解説番組」や字幕をつける「字幕番組」の制作に対する補助など視聴覚障害者のための放送番組作りを支援することを決めた。年間5,000万円程度を補助する方針。
9 / 8 (水)	連合、教師・保護者・子どもを対象とした学校5日制に関するアンケート調査結果を発表。実施後1年を経過した5日制について、教師と子どもはともに9割近くが「良かった」と評価している一方で、保護者の「肯定派」は7割。	9 / 13 (月)	埼玉県浦和市で92年6月、家庭内暴力を振るう長男を刺殺、殺人罰に問われ浦和地裁判決（懲役3年、執行猶予5年）を受けた元高校教諭に対する控訴審第1回公判（東京高裁）。
9 / 11 (土)	学校週5日制（月1回第2土曜日）導入から1年が経過。子どもの人権連、この日を記念して子どもの人権連第8回総会と記念ディスカッションを東京・日本教育会館で開催。→『朝日新	9 / 14 (火)	山形県新庄市立明倫中学校・マット死事件（93年1月）で、傷害致死容疑で山形家裁に送致され、最終処分が保留されていた3人に対する審判決定で、刑事裁判の「有罪」に相当する保護処分とし、14歳の少年2人を初等少年院に、13歳の少年1人を教護院にそれぞれ送致する決定を下した。→少年3人の付添人弁護士は、仙台高裁に抗告の手続き。

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
9/17(金)	第128回臨時国会招集日（～会期は12月15日までの90日間）。 国会の勢力分野（9月16日現在、（ ）は参院）→自民=227（99）、社会=76（73）、新生=60（8）、公明=52（24）、さ日=52、（新党・連合=15）、民社=19（11）、共産=15（11）（二院ク=5）、無所属=10（6）、欠員=0（0）計511（252）		証拠に疑問があり全面的には信用できない」と述べ、中等少年院送致とした東京家裁八王子支部決定を取り消し、1人の少年を不処分（非行事実なし）決定、残る4少年の決定は2～3週間中に言い渡される見通し。
9/19(日)	東京足立区立千寿第8小学校で、6年生の児童が毎日、輪番で担当してきた「日の丸掲揚」をめぐる「異論の多い日の丸、を子どもに掲げさせたくない」という父母の願いと校長の「国旗、を大切にすることを育てたい」との主張で対立が続いていることが判明。現在は職員が代行中。	9/27(月)	文部省は都道府県教委の生涯学習・社会教育担当者会議で、女子高生から使用済みの下着や制服を買い取って販売する「ブルセラショップ」問題について、地域ぐるみでとりくむよう注意を喚起。
9/20(月)	埼玉県大宮市議会、「選択的夫婦別姓制度法制化の早期実現を求める意見書」を全会一致で採択、総理大臣と法務大臣に提出された。東京江東区、新宿区議会に次いで3番目。	9/27(月)	アジア・太平洋の保健担当閣僚レベルの「1990年代の児童発展目標関係会議」（フィリピン政府、ユニセフ主催、17カ国が参加）が共同行動宣言「マニラ合意」を発表（～29日）。
9/21(火)	埼玉県公文書センター、「日の丸掲揚」「君が代斉唱」に関する26県立高校の職員会議録を公開（発言者名や個人名が特定できるような発言は非公開）。	9/28(火)	1991年（平成3）3月、埼玉県立浦和高校定時制を受験（特別選考）して不合格となった身体障害者で同高校生（昨年再受験で合格）増田さん（27）が出身校の県立越谷養護学校から同高校に提出された「障害の状況の記録」の情報公開を求め、一部非公開処分となっていた問題で埼玉県公文書センターは同記録を全面公開した。
9/22(水)	文部省が発表した今年度の大学入学資格検定（大検）実施結果によると、合格者は5,214人で過去最高記録を更新。	9/28(火)	ユニセフ（国連児童基金）は年次報告書『国々の進歩1993』を発表。
9/24(金)	東京都調布市で学生5人に暴行したなどとして傷害などの容疑で家裁送致された少年5人に対する少年審判の抗告審で東京高裁が「少年らを犯人とする	9/30(木)	東京町田市情報公開・個人情報保護審査会、町田市立つくし野中学校の女子生徒（当時13歳）が1991年9月に自殺、父親が「いじめが原因ではないか」として、自殺直後学校が全校生徒に書か

★ 子どもの権利条約 コピーを募集しています。 ★

子どもの権利条約の広報と学校や家庭で生かしていくためのコピー募集。20字程度。
採用コピーは、子どもの人権連製作のポスターやリーフレットに使用します。採用分には
謝礼を進呈。応募される方は、氏名、住所、年令、職業を明記下さい。締切り=12月15日◆

子どもの人権連広報委員会 東京都千代区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F T=03-3265-2174 F=03-3230-0172

D A T E D O C U M E N T

- 9/30(木) せた作文の公開を求めている問題で、町田市教育委員会に対して速やかに公開または非公開の決定をするよう答申。
- 10/1(金) 東京都教委は、情報公開請求に応じ、都内の小・中・高校で起きた体罰にかかわる事故報告書を個人情報などを除いて一部開示した。これは、都公文書開示審査会の答申に従ったもので、東京都が同報告書を開示したのは初めて。
- 10/4(月) 文部省は、学習塾通いの弊害が指摘される中で、保護者、子どもの意識を探り、学習塾自体からも実態や意識について聞く大規模な「学習塾等に関する実態調査」を実施すると発表。
- 10/6(木) 社団法人＝日本精神薄弱者福祉連盟、「精神薄弱」の用語を見直し、新たに「精神遅滞」「知的障害」を使用していくことを決定。
- 10/8(金) 日本教職員組合第126回中央委員会(東京)で、隔週学校5日制の1994年度実施、学校の中に子どもの権利条約を生かすとりくみ、高校入試改善などを盛りこんだ方針を決定。
- 10/8(金) 東京中野区の個人情報保護審査会が、区立小・中学校の「指導要録」の開示を求めた卒業生ら6人の不服申し立てについて「本人開示は教育の本質に反せず、公正な教育への権利の保障という意味合いがある」として、卒業生への全面開示を求める答申を区教育委員会に提出した。また、将来は在学生にも開示するような制度が望ましいとしている。「指導要録」の開示答申は都

D A T E D O C U M E N T

- 内では初めて。
- 10/8(金) 「第2回先住民サミット」(10月4～8日、メキシコ)、先住民の国際機関への参加など「世界先住民の10年」に先住民が実現したい目標を掲げた「オアステベック宣言」や4つの決議を採択。
- 10/9(土) 欧州会議の首脳会議は、少数民族の権利擁護や人権差別・外国人排斥との闘いなどを盛りこんだ「ウィーン宣言」を満場一致採択。
- 10/13(木) 高校生のバイク免許取得などを制限する「3ない運動」を見直すため、総務庁が「免許取得前の若者に対する交通安全教育のあり方に関する検討会」の設置と初会合。
- 10/15(金) 大阪松原市の松原高校で、喫煙を否定した1年生男子生徒(15)を教師が7、12、13日に延べ17時間も生徒指導室などに隔離状態にして事情聴取。この間、生徒は授業に出席できなかった上、体調を崩し病院で治療。府教委は「こうした聴取は二度としないよう」に指導する方針。
- 10/20(木) 第3次家永教科書訴訟の控訴審で、東京高裁は問題の8カ所の検定意見のうち「南京大虐殺」「日本軍の婦女暴行」幕末の「草莽隊」の3カ所に関する修正意見は裁量権の逸脱があり違法、侵略、沖繩戦など5カ所の修正・改善意見は適法と認めた。
- 10/21(木) 大阪府・市教委が、94年採用の府の高

なんの旗・日の丸
なんの歌・君が代

☆日の丸・君が代を知るための絵本です★

600円(〒240) 国歌を考える会偏

◆お申し込みは、国民文化会議 T=03-3261-8686 F=03-3262-1343 東京都千代田区神保町2の20第2富士ビル

DATE DOCUMENT	DATE DOCUMENT
	<p>「各党との共同提案とすることが望ましい」として、各党に呼びかけたうえで議員立法で提案することを確認。</p>
<p>10/26(火) 校家庭科で男性3人が合格したことを明らかに。家庭科に男性が合格したのは大阪府では初めて。</p> <p>10/26(火) 出生時せき髄損傷で胸から下が不自由になった北海道留萌市の山口恵さん(14)が「本人と親の同意なしに特殊学級に入級させたのは教育を受ける権利を保障した憲法に違反する」として市教委などを相手取り、入級処分の取り消しなどを求めた訴訟の判決が旭川地裁であった。判決は「憲法は子どもまたは親に対し、普通学級と特殊学級のいずれかに所属するかを選択する権利を保障しているとは言えない。学校教育法上、その決定権限は校長にある」と述べて入級処分などの取り消し請求を退けた。</p>	<p>10/27(水) 文部省、全公立学校における学校図書館の施設や担当教職員、さらに利用状況に関する「学校図書館に関する調査」(平成4年10月1日現在)をまとめた。この結果をふまえ、全国の都道府県教委・教育長に対し、学校図書館の一層の充実を図るよう指導を求めた野崎初中局長名の通知を出した。</p>
<p>10/26(火) 自民党内閣部会、日章旗を国旗と定める国旗法案について協議。その結果、</p>	<p>10/28(木) 新潟市情報公開審査会は、「日の丸・君が代」問題を論議した市内の市立小・中・高校93校の職員会議録の公開について「個人名を除いて全面公開するのが相当である」と同市教委に答申。</p> <p>10/28(木) 日教組第1回「子どもの権利条約」実践交流集会(東京日本教育会館)</p>

◆ 広報委員会から……/ 笠井博徳 (広報委員)

☆ 1993年がもうじき終わろうとしています。本当に、アツという間の1年間だった。自民党内閣と交替した細川連立内閣が改めて閣議決定したのは第128国会中の93年11月26日。

★ 条約名称は依然として「児童の…」。さまざまな分野の規制緩和を主張する新政権としては、いささか頑迷すぎはしないか。高校1年の息子に「お父さん。なんで、あんな若い人が今度は総理になるの?」と聞かれ「これからは若い人たちが政治のリーダー役になるんだヨ」と答えたのは夏のことだった。今度聞かれたら、軌道修正しなければならぬ。

☆ 先日、早朝の自宅に京都のSという女性から電話。取次いだのはもうすぐ20才になる娘。Sさん「知り合いの中学生男女が家出した。家庭に問題があるのこらしい。どうしたら良いか?」という内容。とりあえず「今は自宅で資料もない。改めて事務所にお電話下さい」と。Sさんの希望は、官ではなく民間のこの種の相談相手になってくれるところを教えて欲しい——というもの。京都の知り合いにも何通か電話をしたが、常設の機関は見つからなかった。

★ この件は気になっていたが、雑用に追われそのままに。その後、娘が「あの後、どうしたの?」と聞いてきたので経過を話す。「学校の先生はダメなの?」というから、「先生に相談できるくらいなら、家出はしないんじゃないの。お前だって、先生はハナから信頼していなかったじゃないか」「あー、そうだね」。

☆ 前号に続き、本号も大田・喜多論文などなかなか内容のある記事だ、と編集者は自画自賛している。94年は国際家族年。権利条約は、学校だけではなく家庭の中にこそ根づかなければならぬ——と思いつつ、1993年の広報委員の最言の反省の弁とします。会員・読者のみなさん、良いお年をお迎え下さい。

お・知・ら・せ

- ① 住所を変更された時は、ハガキに新旧両住所併記のうえ、事務局までお知らせください。電話での変更通知はご遠慮ください。
- ② 住居表示が変更になった場合も上記と同様におねがいたします。
- ③ 会員の方が有料の広報出版物を購入される場合、頒価の20%offとなります。お申し込みの際は、必ず会員である旨をお知らせください。
- ④ 本誌送本の宛名の下に会員コードナンバーと、会費切れ年月日を記載しております。原則として毎月末に会費切れの方へ請求書と郵便振込用紙をお送りしますので、お早目にご送金願います。

(例) 一ツ橋 千代子 様

A-10356/94.09.15

└─個人会員 ─┬─会費切れ
 └─コードナンバー 年月日

※ 団体会員の場合は、B-標識です。

☆ 編集スタッフ ☆

編集長

福山真劫 (子どもの人権連事務局次長
自治労社会福祉評議会事務局長)

編集委員

浦野高宏 (子どもの人権連事務局員
自治労社会保障局書記)

笠井博徳 (子どもの人権連事務局員
日教組教育文化運動局書記)

菅源太郎 (子どもの人権連事務局員)

平野裕二 (子どもの人権連事務局員
ARC代表・チルドレンズレポート編集長)

● いんぷおめーしょん/子どもの人権連 No.26 / 93年12月号 1993年12月25日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆ 発行&編集人

子どもの人権連広報委員会/福山真劫

◆ 事務局

〒101 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F
TEL 03(3265)2174 FAX 03(3230)0172
郵便振替/東京8-18438 (子どもの人権連)

◆ 年間購読料

3,000円 (ただし、会員は会費を含む)

子どもの人権連の本

今日から

子どもの権利条約

子どもの人権連ブックレットNo.2
A4版/500円(〒240円)

☆学校教育や教育行政において、子どもの権利を保障していくことが日本の子どもの権利保障のカギのひとつであるとの立場から編集されたもの。30数項目の質問にこたえる形式をとり、どこから読み始めても読者の要望にこたえられるユニークな解説書。

子どもの権利条約
児童の権利条約

対訳集

子どもの人権連ブックレットNo.3
A5版/500円(〒240円)

☆1989年11月20日、国連で採択され、1990年9月2日国際法として発効した *Convention on the Rights of the Child* の全条対訳を英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ駐日事務所訳(仮訳)で示した貴重な学習研究資料集。

☆また、92年3月13日、政府が閣議決定した「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」など政府資料も掲載し、〈子どもの権利条約の批准にあたって—その問題点と課題〉を多角的に明らかにした解説も同時収録。

子どもの権利条約と国内法の問題点

300円(〒240円)

☆子どもの権利条約の各条文毎に関連国内法規などを明記し、国内法制度のどこが問題点であるかを明らかにしたパンフレット。
条約批准にむけて、関連国内法制度の整備充実が緊急なテーマ。

子どもの権利条約、実施のためのQ&A

1,000円(〒240円)

☆権利条約の理念と諸規定を日本で実施するための問題点の整理を豊富な関連資料を使って解説。子どものための世界サミットの宣言、権利条約関連の文献リストなども収録。

子どもの権利条約 絵はがきセット(8枚ケース入り)

200円(〒72円)

全党に聞く。どう考える? 子どもの権利条約

1,000円(〒240円)

子どもの権利条約

1,000円(〒240円)

子どもの人権読本

1,000円(〒240円)

☆会員情報誌(月刊)★いんふおめーしょん 子どもの人権連



子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN
TEL 03-3265-2174 FAX 03-3230-0172 郵便振替 東京 8-18438
東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F